法 人 税 法 等 の 部 を 改 正 す る 法 律 案

法 人 税 法 の 部 改 正

第 条 法 人 税 法 昭 和 四 + 年 法 律 第 Ξ + 四 号  $\overline{\phantom{a}}$ の — 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る

第二十

Ξ

条

第

項

及

び

第

Ξ

項

第

号

中

\_

百

分

の

八

+

を

 $\neg$ 

百

分

の

六

+

\_

に

改

め る。

第 五 + 四 条 第 項 中 \_ 計 算 U た 金 額 \_ の 下 に ¬ の 百 分 の 八 + に 相 当 す る 金 額 \_ を 加 え

る。

第 九 + Ξ 条 第 項 第 号 1 中 百 分 の 八 + \_ を \_ 百 分 の 六 + \_ に 改 め る。

相 続 税 法 の 部 改 正

第 条 相 続 税 法  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 + 五 年 法 律 第 七 + Ξ 号 の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る。

第 + 六 条 の 表 中 五 億 円 を 超 え る 金 額

+

億

円

を

超

え

る

金

額

五

億

円

を

超

え

+

億

円

以

下

の

金

額

百 百 分 分 の の 七 七 + + 五

> 改 め る。

百

分

の

七

+

を

に

+ 八 条 中 \_ 百 分 の 七 + \_ を \_ 百 分 の 七 + 五 に 改 め る。

第

第

+

条

の

七

の

表

中

七

千

万

円

を

超

え

る

金

額

百

分

の

七

+

を 七 億 千 円 万 円 を 超 を え 超 る え 金 — 額 億 円 以 下 の 金 額

百 百 分 分 の の 七 七 + + 五 \_ に 改

め

る。

酒 税 法 の 部 改 正

第 Ξ 条 酒 税 法  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 \_ + 八 年 法 律 第 六 号  $\overline{\phantom{a}}$ の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る。

第 + = 条 第 \_ 項 第 号 中 ¬ + Ξ 万 Ξ 干 七 百 円 \_ を  $\neg$ + 六 万 六 百 円 に \_ 八 千 九 百

\_ + 円 を ¬ 万 七 百 + 円 \_ に \_ 七 万 千 二 百 六 + 円 を \_ 八 万 五 千 六 百 Ξ+ 円 に 改

め 同 項 第 号 中  $\neg$ 六 万 五 千 七 百 円 \_ を  $\neg$ 八 万 干 六 百 円 \_ に 四 千 Ξ 百 八 + 円 を 五

干 兀 百 四 + 円 に Ξ 万 五 干 兀 + 円 を 四 万 Ξ 千 五 百二十 円 に 改 め、 同 項 第  $\equiv$ 号

\_

\_

1 中 + 万 九 千 八 百 円 を \_ + 三万 七 干 五 百 円 \_ に 改 め、 同 号 1 中 + 万 九 千

八 百 円 を ¬ + Ξ 万 七 干 五 百 円 に ¬ 七 千 Ξ 百 兀 + 円 を \_ 七 干 七 百 円 に 改 め、 同

号 1 • 中 \_ + 五 万 六 千 五 百 円 \_ を + 七 万 六 干 円 に 万 八 千 四 百 Ξ + 円 を

万 に 九 千  $\neg$ 七 兀 千 百 Ξ 百 + 四 円 + に 円 改 を め \_ 七 同 千 号 七 1 百 • 円 中 \_  $\neg$ に + 改 め 万 九 同 千 号 八 1 百 円 中 \_ を 八 ¬ 万 + Ξ Ξ 千 万 百 七 円 干 五 百 を 円 九

万 九 千 円 に 改 め 同 号 П • 中 \_ 七 万 八 百 円 を \_ 八 万 九 干 円 に 改 め 同 号 中 七

万

八

百

円

を

\_

八

万

九

千

円

に

\_

四

千

五

百

六

+

円

を

\_

四

千

九

百

六

+

円

に

改

め、

同

号 中 九 万 Ξ 干 六 百 円 \_ を + — 万 Ξ 干 八 百 円 \_ に 万 六 干 九 百  $\equiv$ + 円 を

万 七 干 八 百 五 + 円 \_ に 改 め、 同 号 中 \_ 七 万 八 百 円 \_ を \_ 八 万 九 千 円 に \_ 四 千 五

円 百 六 + に 改 円 め を 同 ¬ 四 項 第 千 兀 九 号 百 中 六 + \_ 円 万 \_ 千 に 六 改 百 め 円 同 号 を  $\neg$ Ξ 万 中 九  $\neg$ 千 兀 八 万 百 八 円 干 円 に を \_ \_ 千 六 六 万 百 四 円 干 を 百

\_

二 千 九 百 五 + 円 に  $\neg$ 万 干 円 を 万 干 百 円 に 改 め 同 項 第 五 号 中

+ 万 八 干 四 百 円 を \_ 二十二万三千三百 円 に 改 め、 同 項 第 六 号 中 \_ 兀 万 六 干 Ξ 百 円

を 7 八 万 七 千 六 百 円 に ¬ 八 万 五 干 円 を ٦ + \_ 万 七 千 Ξ 百 円 に \_ 七 千 九 + 円

を  $\neg$ 九 干 七 百 八 + 円 に 改 め 同 項 第 七 号 中  $\neg$ 九 + 八 万二千 Ξ 百 円 を  $\neg$ 百 六 万 九 千 七

百 円 に \_ 万 四 干 五 百 六 + 円 \_ を \_ 万 六 干 七 百 五 + 円 に \_ 九 + 万 八 千 六 百

+

円

を

¬

九

+

八

万

九

干

兀

百

五

+

円

\_

に

改

め、

同

項

第

八

号

中「

三十三万千

四

百

円

\_

を「三

+ 六 八 万 万 干 五 干 八 百 円 \_ 円 \_ を \_ に + \_ 八 万 千 七 干 九 Ξ 百 百 六 円 + \_ 円 に、 \_ を  $\neg$ \_ 九 七 千 千 九 七 + 百 円 八 + \_ を 円 \_ に 九 干 改 七 め、 百 八 同 + 項 円 第 九 号 に 改 中

め 同 項 第 + 号 1 中 \_ \_ + 万 八 千 兀 百 円 \_ を  $\neg$ 二十二万 三 千 Ξ 百 円 に  $\neg$ + 兀 万  $\equiv$ 干

兀 百 円 を + 五 万 Ξ 千 六 百 円 \_ に  $\neg$ 七 万 八 干 Ξ 百 円 を ¬ 八 万 Ξ 千 九 百 円 に 改 め、

同 号 中 \_ + 七 万 六 千 四 百 円 を Ξ + 八 万 干 Ξ 百 円 に 改 め、 同 号 八 • 中 万 干

六 百 円 を \_ Ξ 万 九 干 八 百 円 に  $\neg$ 干 六 百 円 \_ を 二 千 九 百 五 + 円 に \_ 万二千

円 を 「二万二千 百 円 に 改 め、 同 号 八 • 中 \_ 八 万 五 千 円 を \_ + 万 七 千 三 百 円 に、

七 千 九 + 円 \_ を \_ 九 干 七 百 八 + 円 に 改 め 同 条 第 項 中 \_ \_ 万 四 百 円 を \_ 万 干

百 円 に 改 め、 同 条 第 Ξ 項 の 表 中 \_ + 万 九 千 八 百 円 を + 三 万 七 千 五 百 円 に

¬ 七 万 八 百 円 \_ を 7 八 万 九 千 円 に \_ 兀 万六千三百 円 を 八 万 七 千 六 百 円 に 八

万 五 干 円 を \_ + 万 七千 Ξ 百 円 に、 \_ 九 十八万二千 Ξ 百 円 を ¬ 百 六 万 九 千 七 百 円

に 三 十 三万 千 兀 百 円 を \_ Ξ + 六 万 千 八 百 円 \_ に 改 め、 同 条 第 四 項 中 10,400 円

を「11,200円」に改める。

(たばこ税法の一部改正)

第 四 条 た ば こ 税 法  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 五 + 九 年 法 律 第 七 + \_ 号 の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る。

第 + 条 第 項 中 \_  $\equiv$ 千 百二十 六 円 を \_ 三千二 百 八 + 六 円 に 改 め、 同 条 第 二 項 中

六 千 二 百 五 + = 円 を \_ 六 干 五 百 七 十 Ė 円 \_ に 改 め る。

附 則 第 条 中 \_ 干 兀 百 八 + 四 円 を \_ 干 五 百 八 + 円 に 改 め る

(有価証券取引税法の一部改正)

第 五 条 有 価 証 券 取 引 税 法  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 + 八 年 法 律 第 百 号  $\smile$ の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る

第 + 条 中  $\neg$ 万 分 の + \_ を  $\neg$ 万 分 の + 五 \_ に \_ 万 分 の 六 を \_ 万 分 の 七 \_ に 万

分 の + \_ を ¬ 万 分 の 兀 + \_ に  $\neg$ 万 分 の + 六 を \_ 万 分 の + \_ に 改 め る

(租税特別措置法の一部改正)

第 六 条 租 税 特 別 措 置 法  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 Ξ + \_ 年 法 律 第 + 六 号  $\overline{\phantom{a}}$ の \_ 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る

却 の 目 特 次 例 中  $\neg$  $\overline{\phantom{a}}$ 第 第 兀 兀 + + \_ \_ 条 条 の の Ξ 匹 \_ \_ を 第 五  $\neg$ + 第 Ξ 兀 条 + 条 \_ を っに 第 節第 \_ 法節 人 税特 率別 等税 の額 特控 例除 ~及 第び 四減 十価 二償

条の二・第四十二条の三の二)

に \_ 第 第 節 箾 の た ば 特 こ 別 税 税 法 額 の 控 特 除 及 例 7 X  $\overline{\phantom{a}}$ 第 減 八 価

+

償

特 第 例 八  $\overline{\phantom{a}}$ + 第 八 兀 条 + \_ の 四 条 ത 兀 を ¬第 第五 二十 節三 条 た〜 ば「 こ 税 法 の 特 例  $\overline{\phantom{a}}$ 第 八 + 八 条 • 第 八 + 八 条 の

八

条

却

の

第 節 の 物 品 税 法 の 特 例  $\overline{\phantom{a}}$ 第 八 + 八 条 の Ξ -第 八 +

に  $\neg$ 第 兀 節 印 紙 税 法 の 特 例 第 九 + 条 \_ を 第 四 節 印 紙

第

五

節

通

行

稅

税

法の特例(第九十一条) に改める。八条の四の二)」

法の特例(第九十二条)」

第 \_ 条 中  $\neg$ た ば こ 税 揮 発 油 税 を \_ た ば こ 税 物 品 税 揮 発 油 税 に、 \_ 及 び 印 紙

税 を \_ ` 盯 紙 税 及 び 通 行 税 \_ に 改 め \_ た ば こ 税 法  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 五 + 九 年 法 律 第 七 + 号

の 下 に \_ ` 物 品 税 法  $\overline{\phantom{a}}$ 平 成 元 年 法 律 第 号 \_ を、 印 紙 税 法  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和

律 第 + Ξ 号 \_ の 下 に ` 通 行 税 法  $\overline{\phantom{a}}$ 平 成 元 年 法 律 第 号 \_ を

加

え

る。

四

+

年

法

第 + 五 条 の 第 \_ 項 第 号 中 \_ 百 分 の + 八 を \_ 百 分 の \_ + 五 • 六 に 改 め、 同

条 第 Ξ 項 第 号 П 中  $\neg$ 百 分 の 六 + 七 を 百 分 の 七 + に 改 め、 同 条 第 五 項 第 号 中 百

分 の Ξ + 七 • 五 を \_ 百 分 の 四 + に 改 め る

第 + 八 条 ത 兀 第 項 中 \_ 第  $\equiv$ 項 及 び 第 四 項 第 — 号 \_ を \_ 次 項 及 び 第 Ξ 項 第 号 に

改 め 同 項 第 号 中 \_ 第 六 項 第 =号 を \_ 第 五 項 第 号 \_ に 改 め、 同 条 第 項 を 削 IJ

同 条 第 Ξ 項 中 \_ 第 項 \_ を ¬ 前 項 \_ に 改 め 同 項 を 同 条 第 項 ۲ U 同 条 第 兀 項 か 5 第

六項までを一項ずつ繰り上げる。

第 + 八 条 の 五 第 項 中  $\neg$ 昭 和 六 + \_ 年 + 月 日 か 5 平 成 年 Ξ 月 Ξ + — 日 ま で の 間

に を 削 IJ \_ 前 条 第 Ξ 項 \_ を \_ 前 条 第 \_ 項 \_ に 改 め 同 項 第 \_ 号 中 \_ 前 条 第 六 項 第

号 を ¬ 前 条 第 五 項 第 号 \_ に 改 め 同 条 第 \_ 項 第 — 号 中 \_ 前 条 第 兀 項 第 — 号 か 5 第 五

号 ま で 及 び 第 八 号 \_ を  $\neg$ 前 条 第  $\equiv$ 項 第 \_ 号 か 5 第 五 号 ま で 及 び 第 八 号 \_ に 改 め 同 項 第

\_ 号 中  $\neg$ 同 条 第 兀 項 第 兀 号 1 及 び 八 を  $\neg$ 同 条 第 Ξ 項 第 兀 号 1 及 び 八 に 改 め 同 項 第

Ξ 号 中  $\neg$ 前 条 第 兀 項 第 兀 号 八 \_ を \_ 前 条 第 Ξ 項 第 兀 号 八 に 改 め 同 項 第 四 号 中 \_ 前 条

第 兀 項 第 兀 号 1 \_ を  $\neg$ 前 条 第 Ξ 項 第 兀 号 1 \_ に 改 め 同 条 第 Ξ 項 中 \_ 前 条 第 五 項 及 び 第

六 項 を \_ 前 条 第 兀 項 及 び 第 五 項 \_ に \_ 前 条 第 五 項 中 \_ を \_ 前 条 第 兀 項 中 \_ に 第

四 項 第 四 号 八 \_ を \_ 第 Ξ 項 第 四 号 八 に \_ 前 条 第 六 項 を  $\neg$ 前 条 第 五 項 \_ に 改 め る

第 + -条 第 — 項 中 \_ 第 五 項 第 = 号 \_ を \_ 第 兀 項 第 号 \_ に 改 め、 同 条 第 項 を 削 IJ

同 条 第 Ξ 項 中 \_ 第 — 項 \_ を \_ 前 項 に 改 め 同 項 を 同 条 第 項 ح U 同 条 第 四 項 を 同

条 第 Ξ 項 ح U 同 条 第 五 項 を 同 条 第 兀 項 ح す る。

第

+

条

の

第

項

及

び

第

Ξ

項

中

\_

昭

和

六

+ =

年

+

月

—

日

か

5

平

成

年

Ξ

月

Ξ

+

日 ま で の 間 に \_ を 削 ) (1 ¬ 前 条 第 Ξ 項 \_ を \_ 前 条 第 項 \_ に ¬ 五 年 \_ を \_ + 年 に

改める。

第 + 条 の Ξ 第 項 中 昭 和 六 + =年 + 月 — 日 か 5 平 成 = 年 Ξ 月 Ξ + 日 ま で の

間 に を 削 IJ \_ 第 Ξ + 条 第 Ξ 項 \_ を \_ 第 Ξ + 条 第 二 項 に、 \_ 五 年 \_ を + 年

に改める。

第 + 条 の 兀 第 項 及 び 第 \_ 項 第 兀 号 中 \_ 第 Ξ † 条 第 三 項 \_ を \_ 第 Ξ + 条 第 二

項」に改める。

第 + 条 第 項 中 \_ 第 Ξ +\_ 条 第 Ξ 項 を ¬ 第 Ξ + \_ 条 第 \_ 項 に ¬ 第 五 項 に

を  $\neg$ 第 四 項 に \_ に \_ 第 Ξ + 条 第 五 項 第 号 を \_ 第 Ξ + \_ 条 第 四 項 第 号 に 改 め、

同 条 第 Ξ 項 を 削 IJ ` 同 条 第 兀 項 中  $\neg$ 第 + 八 条 の 四 第 兀 項 第 号 か 5 第 Ξ 号 ま で \_ を 第

+ 八 条 の 兀 第 Ξ 項 第 号 か 5 第 Ξ 号 ま で \_ に 改 め 同 項 を 同 条 第 Ξ 項 ۲ U 同 条 第 五

第 四 項 第 — 号 \_ に 改 め 同 項 を 同 条 第 兀 項 لح す る 項

中

 $\neg$ 

第

Ξ

+

条

第

五

項

\_

を

¬

第

Ξ

+

条

第

兀

項

\_

に

¬

同

条

第

五

項

第

号

\_

を

¬

同

条

第 Ξ + Ξ 条 の 四 第 項 第 — 号 第 Ξ + 兀 条 第 \_ 項 第 号 、 第 Ξ +兀 条 の 第 項 第

号 、 第 Ξ + 四 条 の Ξ 第 項 第 号 及 び 第 Ξ +五 条 第 \_ 項 第 — 号 中 \_ 同 条 第 四 項 \_ を 同

条第三項」に改める。

第 Ξ + 六 条 の 第 項 第 Ξ + 七 条 第 項 の 表 の 第 + 兀 号 及 び 第  $\equiv$ + 七 条 の 五 第 五 項

第 号 中  $\neg$ 第 Ξ + 条 第 Ξ 項 \_ を  $\neg$ 第 Ξ + — 条 第 項 \_ に 改 め る

第 + 七 条 の + \_ 第 兀 項 第 二 号 中 \_ 百 分 の <u>-</u> 五 を「 百 分 の Ξ 五 に 改 め、 同 項

第 Ξ 号 中 \_ 百 分 の 五 \_ を \_ 百 分 の 七 \_ に 改 め る。

第

+

八

条

第

—

項

第

号

中

 $\neg$ 

第

Ξ

+

条

第

四

項

を

\_

第三

+

\_

条第三

項

に

改

め

る。

第 Ξ 章 の 章 名 及 び 同 章 第 節 の 節 名 を 削 る。

四 + 条 の 次 に 次 の 章 名 及 び 節 名 を 付 す る。

第

第三章 法人税法の特例

第一節 法人税率等の特例

兀 +  $\dot{=}$ 条 の = 及 び 第 四 + = 条 の Ξ を 次 の ょ う に 改 め る。

第

法人税率の特例)

第 四 + \_ 条 の 法 人 税 法 第 二 条 第 九 号 に 規 定 す る 普 通 法 人  $\overline{\phantom{a}}$ 以 下 こ の 条 及 び 次 条 に お

l١ て \_ 普 通 法 人 ح l١ う。  $\overline{\phantom{a}}$ 又 は 人 格 の な い 社 4 等 の 各 事 業 年 度 の 所 得 に 係 る 同 法 そ

の 他 法 人 税 に 関 す る 法 令 の 規 定 の 適 用 に つ しし て は 同 法 第 六 + 六 条 第 項 及 び 第 百 四

+ Ξ 条 第 項 中 \_ 百 分 の Ξ + 七 • 五 \_ ح あ る の は ¬ 百 分 の 四 + ۲ す る

2 内 国 法 人 で あ る 普 通 法 人 の 清 算 中 の 各 事 業 年 度 に 関 す る 法 人 税 法 第 百 条 の 規 定 の

適 用 に つ ١J て は 同 条 第 \_ 項 第 Ξ 号 中 \_ 百 分 の Ξ + 七 • 五 لح あ る の は \_ 百 分 の

兀

十」とする。

3 内 国 法 人 で あ る 普 通 法 人 が 解 散  $\overline{\phantom{a}}$ 合 併 に ょ る 解 散 を 除 **<**  $\overline{\phantom{a}}$ 又 は 合 併 を U た 場 合 に

お け る 清 算 所 得 に 係 る 法 人 税 法 そ の 他 法 人 税 に 関 す る 法 令 の 規 定 の 適 用 に つ い て は

同 法 第 九 + 九 条 第 項 又 は 第 百 + 五 条 第 \_ 項 中 \_ 百 分 の Ξ 十 三 ۲ あ る の は \_ 百 分

の三十五・二」とする。

配 当 等 に 充 て た 所 得 に 対 す る 法 人 税 率 の 特 例

第 四 + = 条 の Ξ 内 国 法 人  $\overline{\phantom{a}}$ 人 格 の な l١ 社 4 等 を 除 **<** 次 条 第 四 項 に お l١ て 同 じ。 が

各 事 業 年 度 に 係 る 利 益 の 配 当  $\overline{\phantom{a}}$ 商 法  $\overline{\phantom{a}}$ 明 治三十二 年 法 律 第 四 + 八 第 百 九 + Ξ 条

J 五 第 項 に 規 定 す る 金 銭 の 分 配 を 含 む 以 下 こ の 項 及 び 次 条 に お 61 て 同 じ 又 は

剰 余 金 の 分 配 を U た 場 合 に お しり て 当 該 利 益 の 配 当 又 は 剰 余 金 の 分 配 の 金 額 で 当 該

事 業 年 度 の 所 得 の 金 額  $\overline{\phantom{a}}$ 次 条 の 規 定 を 適 用 L な L١ で 計 算 L た 場 合 の 所 得 の 金 額 ح ŕ

益 金 の 額 に 算 λ L な しし 配 当 等 の 金 額  $\overline{\phantom{a}}$ 法 人 税 法 第 + Ξ 条 の 規 定 に ょ IJ 益 金 の 額 に 算

入 L な L١ 金 額 を L١ う。 以 下 こ の 項 及 び 次 条 に お しし て 同 じ を 含 む の う ち か 5

配

当 又 は 分 配 を L た も の ح L て 政 令 で 定 め る 金 額  $\overline{\phantom{a}}$ 次 条 第 項 に お しし て  $\neg$ 所 得 等 か 5 L

た 配 当 等 の 金 額 \_ ح しし う。  $\overline{\phantom{a}}$ が 当 該 益 金 の 額 に 算 λ L な しし 配 当 等 の 金 額 を 超 え る ح き

は そ の 超 え る 金 額 に 相 当 す る 当 該 事 業 年 度 の 所 得 の 金 額  $\overline{\phantom{a}}$ 以 下 こ の 条 に お しし て \_ 軽

減 税 率 適 用 所 得 金 額 ح L١ う。  $\overline{\phantom{a}}$ に つ L١ て は 同 法 第 六 + 六 条 第 項 か 5 第 Ξ 項 ま で

の 規 定 に か か わ 5 ず 次 の 各 号 に 掲 げ る 法 人 の X 分 に 応 じ 当 該 各 号 に 掲 げ る 税 率 に ょ

り、法人税を課する。

普 通 法 人 百 分 の Ξ + 五  $\overline{\phantom{a}}$ 当 該 事 業 年 度 終 了 の 時 に お い て 資 本 の 金 額 又 は 出 資

金

額 が 億 円 以 下 で あ る も の の 軽 減 税 率 適 用 所 得 金 額 の う ち 年 八 百 万 円 以 下 の 所 得 の

金 額 か 5 成 る 部 分 の 金 額 に つ L١ て は 百 分 の + 五

法 人 税 法 第 \_ 条 第 七 号 に 規 定 す る 協 同 組 合 等 百 分 の + 五

2 普 通 法 人 の 軽 減 税 率 適 用 所 得 金 額 の う ち 年 八 百 万 円 以 下 の 所 得 の 金 額 か 5 成 る 部 分

の 金 額 は 当 該 軽 減 税 率 適 用 所 得 金 額 に 当 該 事 業 年 度 の 所 得 の 金 額 の う ち に 年

八

百

万 円 以 下 の 所 得 の 金 額 の 占 め る 割 合 を 乗 じ て 計 算 し た 金 額 لح す る

3 第 \_ 項 の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合 に お L١ て 法 人 税 法 第 六 + 七 条 の 規 定 の 適 用 に

つ

しし

て は 同 条 第 項 中 前 条 第 項 又 は 第 項 ۲ あ る の は \_ 前 条 第 項 又 は 第 <u>\_</u> 項 及

び 租 税 特 別 措 置 法 第 四 + 条 の Ξ 第 — 項  $\overline{\phantom{a}}$ 配 当 等 に 充 て た 所 得 に 対 す る 法 人 税 率 の 特

例 ۲ 同 条 第 \_ 項 中 \_ 前 条 第 \_ 項 又 は 第 項 \_ ۲ あ る の は ¬ 前 条 第 \_ 項 又 は 第

項 及 び 租 税 特 別 措 置 法 第 兀 + \_ 条 の Ξ 第 \_ 項 ۲ 同 法 第 六 + 九 条 第 項 の 規 定 の 適

用 に つ L١ て は 同 項 中  $\neg$ 第 六 + 六 条 第 — 項 か 5 第  $\equiv$ 項 ま で  $\overline{\phantom{a}}$ 各 事 業 年 度 の 所 得 に 対 す

る 法 人 税 の 税 率 ᆫ ح あ る の は \_ 第 六 + 六 条 第 — 項 か 5 第 Ξ 項 ま で  $\overline{\phantom{a}}$ 各 事 業 年 度 の 所

得 に 対 す る 法 人 税 の 税 率  $\overline{\phantom{a}}$ 及 び 租 税 特 別 措 置 法 第 四 + 条 の Ξ 第 — 項  $\overline{\phantom{a}}$ 配 当 等 に 充 て

た 所 得 に 対 す る 法 人 税 率 の 特 例 ح 同 法 第 七 + \_ 条 第 \_ 項 の 規 定 の 適 用 に つ L١ て

は 同 項 第 =号 中  $\neg$ の 規 定 を 適 用 \_ لح あ る の は \_ 及 び 租 税 特 別 措 置 法 第 四 + \_ 条 の Ξ

第 — 項  $\overline{\phantom{a}}$ 配 当 等 に 充 て た 所 得 に 対 す る 法 人 税 率 の 特 例 の 規 定 を 適 用 ۲ 同 法 第

+

四

条

第

項

の

規

定

の

適

用

に

つ

しし

て

は

同

項

第

\_

号

中

 $\neg$ 

前

節

 $\overline{\phantom{a}}$ 

税

額

の

計

算

\_

۲

あ

る

七

の は \_ 前 節  $\overline{\phantom{a}}$ 税 額 の 計 算 及 び 租 税 特 別 措 置 法 第 四 + 条 の Ξ 第 項  $\overline{\phantom{a}}$ 配 当 等 に 充 て

た 所 得 に 対 す る 法 人 税 率 の 特 例 \_ ع す る

第 兀 +  $\dot{=}$ 条 の 兀 の 前 に 次 の 条 及 び 節 名 を 加 え る。

法 人 の 受 け た 配 当 等 の 益 金 不 算 λ の 特 例 等

第 四 + = 条 の Ξ の 内 玉 法 人  $\overline{\phantom{a}}$ 第 Ξ 項 に 規 定 す る も の を 除 **<** が 各 事 業 年 度 に

お

L١

て 受 け た 益 金 の 額 に 算 入 L な しし 配 当 等 の 金 額 が 所 得 等 か 5 L た 配 当 等 の 金 額  $\overline{\phantom{a}}$ 当 該

各 事 業 年 度 に お しし て 欠 損 金 額 が あ る 場 合 に は 益 金 の 額 に 算 入 L な しし 配 当 等 の 金 額

に

係 る も の ح L て 政 令 で 定 め る 金 額  $\overline{\phantom{a}}$ を 超 え る 場 合 に は そ の 超 え る 金 額 の 百 分 の + = •

五 に 相 当 す る 金 額 は 法 人 税 法 第 +  $\equiv$ 条 の 規 定 に か か わ 5 ず 当 該 事 業 年 度 の 所 得

の 金 額 の 計 算 广 益 金 の 額 に 算 λ す る

前 項 に 規 定 す る 欠 損 金 額 は 各 事 業 年 度 の 損 金 の 額 が 同 項 の 規 定 を 適 用 L な しし も

の

2

۲ し た 場 合 に お け る 当 該 事 業 年 度 の 益 金 の 額 を 超 え る 場 合 の そ の 超 え る 損 金 の 額 を L١

う。

度

に

お

١J

て

受

け

た

益

金

の

額

に

算

λ

L

な

11

配

当

等

の

金

額

が

あ

る

場

合

に

は

当

該

金

額

の

百

U < は 剰 余 金 の 分 配 を L な しし も の ح さ れ て い る 法 人 又 は 人 格 の な い 社 4 等 が 各 事 業 若 年

分 の + 五 に 相 当 す る 金 額 は 同 法 第 \_ + Ξ 条 の 規 定 に か か わ 5 ず 当 該 事 業 年 度

の 所 得 の 金 額 の 計 算 上 益 金 の 額 に 算 λ す る。

4 清 算 中 の 内 玉 法 人  $\overline{\phantom{a}}$ 法 人 税 法 第 = 条 第 六 号 に 規 定 す る 公 益 法 人 等 を 除 < が 内

国

法 人 か 6 利 益 の 配 当 剰 余 金 の 分 配 又 は 証 券 投 資 信 託  $\overline{\phantom{a}}$ 同 法 第 \_ 条 第 + 八 号 に 規 定

す る 証 券 投 資 信 託 を しし う。  $\overline{\phantom{a}}$ の 収 益 の 分 配 の 金 額  $\overline{\phantom{a}}$ 同 法 第 + 四 条 の 規 定 に ょ IJ 利 益

の 配 当 又 は 剰 余 金 の 分 配 の 額 ۲ み な さ れ る 金 額 を 含 む 以 下 こ の 項 に お L١ て 配 当 等

の

金

額

ح

L١

う。

を

受

け

た

場

合

に

お

け

る

当

該

清

算

中

の

内

国

法

人

に

対

す

る

同

法

第

九

+

¬

Ξ 条 の 規 定 の 適 用 に つ しし て は 同 条 第 \_ 項 第 \_ 号 に 掲 げ る 金 額 は 同 号 の 規 定 に か か

わ 5 ず、 当 該 金 額 から、 当 該 金 額 の うち配当 等 の 金 額 に 係 る 部 分 の 金 額 の 百 分 の

五 に 相 当 す る 金 額 を 控 除 U た 金 額 ح す る。

第 節 の 特 別 税 額 控 除 及 び 減 価 償 却 の 特 例

第 兀 + 条 の 六 第 六 項 及 び 第 兀 + 条 の 七 第 六 項 中 \_ 亚 び に の 下 に \_ 第 四 十二条

の

第 項 第 四 + \_ 条 の Ξ 第 項 \_ を 加 え る。

を加え、同条第七項を削る。

第

六

+

Ξ

条

第

\_

項

中

\_

並

び

に

の

下

に

\_

第

四

+

二条

の 二 、

第

兀

十二条

の

Ξ

第

項

第 六 +  $\equiv$ 条 の 第 項 中 \_ 昭 和 六 + 年 + 月 \_ 日 か 5 平 成 = 年 Ξ 月 Ξ + -日 ま で の 間

に を 削 IJ  $\neg$ 並 び に \_ の 下 に  $\neg$ 第 兀 + \_ 条 の 第 四 + = 条 の Ξ 第 項 \_ を 加 え る。

第 六 + 六 条 の + 五 第 兀 項 中 \_  $\overline{\phantom{a}}$ 明 治三 + = 年 法 律 第 四 + 八 号 \_ を 削 る。

第 六 +八 条 の Ξ 第 項 中 ع す る。 を 超 え る 部 分 の 金 額 を \_ لح す る。 以 下 こ の 項

に お しし て \_ 基 準 所 得 金 額 ۲ L١ う。 を 超 え る 部 分 の 金 額 租 税 特 別 措 置 法 第 兀 + = 条

の Ξ 第 \_ 項  $\overline{\phantom{a}}$ 配 当 等 に 充 て た 所 得 に 対 す る 法 人 税 率 の 特 例 に 規 定 す る 軽 減 税 率 適 用 所

得 金 額 が あ る 場 合 に は 基 準 所 得 金 額 لح 当 該 軽 減 税 率 適 用 所 得 金 額 ۲ の しし ず れ か 多 l١ 金

額 を 超 え る 部 分 の 金 額 ح す る。 \_ に 改 め る

第

八

+

七

条

第

項

中

¬

所

得

税

法

等

の

部

を

改

正

す

る

法

律

 $\overline{\phantom{a}}$ 

昭

和

六

+

Ξ

年

法

律

第

百

九

号

な

以 下 こ の 項 に お L١ て \_ 所 得 税 法 等 改 正 法 \_ ۲ しし う。  $\smile$ 附 則 第 Ξ + 八 条 の 規 定 に ょ IJ

前 の 例 に ょ る こ ۲ ح さ れ る 清 酒  $\overline{\phantom{a}}$ 所 得 税 法 等 改 正 法 第 兀 条 \_ を \_ 法 人 税 法 等 の 部

お

従

を 改 正 す る 法 律  $\overline{\phantom{a}}$ 平 成 元 年 法 律 第 号。 以 下 こ の 項

۲

しし

う

附

則

第

八

条

の

規

定

に

ょ

IJ

所

得

税

法

等

の

部

を

改

正

す

る

法

律

 $\overline{\phantom{a}}$ 

昭

和

六

+

Ξ

年

法

に

お

しし

て

\_

法

人

税

法

等

改

正

法

律 第 百 九 号 第 兀 条 の 規 定 の 施 行 前 の 酒 税 の 例 に ょ る こ لح ح さ れ る 清 酒  $\overline{\phantom{a}}$ 同 条 に 平

成 元 年 四 月 日 \_ を 平 成 \_ 年 四 月 日 \_ に \_ 所 得 税 法 等 改 正 法 附 則 第 Ξ + 八 条 を

法 人 税 法 等 改 正 法 附 則 第 八 条 に 改 め る。

第 八 + 七 条 の 第 項 中 \_ 及 び 次 条 を 7 ` 次 条 及 び 第 八 + 八 条 の Ξ に \_ ١J う。

次 条 を ¬ しし う。 次 条 及 び 第 八 + 八 条 の Ξ に 改 め る。

第 八 + 八 条 の の 次 に 次 の 節 名 を 加 え る。

第二節の二 物品税法の特例

第 八 + 八 条 の Ξ 及 び 第 八 + 八 条 の 四 を 次 の ょ う に 改 め

る。

(外航船等に積み込む物品の免税)

第 八 + 八 条 の Ξ 第 \_ 種 の 物 品  $\overline{\phantom{a}}$ 物 品 税 法 別 表 に 掲 げ る 第 \_ 種 の 物 品 を ١J う。 以 下 同 じ

の 製 造 者 又 は 第 \_ 種 の 物 品 を 保 税 地 域 か 5 引 き 取 る 者 が 外 航 船 等 に 船 用 品 又 は

機 用 品 ۲ U τ 積 み 込 む た め、 政 令 で 定 め る لح ت 3 に ょ IJ そ の 積 み 込 も う ع す る 港 の 所

在 地 の 所 轄 税 関 長 の 承 認 を 受 け た 第 \_ 種 の 物 品 で 政 令 で 定 め る も の 次 項 に お しし て 指

前

項

の

規

定

の

適

用

を

受

け

て

外

航

船

等

に

積

み

込

ま

れ

た

指

定

物

品

の

う

ち

そ

の

製

造

に

係

る

る 定 場 物 合 品 に は ۲ ` しし う。 大 蔵 省 令 を、 で 定 そ め の 製 る ح 造 こ に 3 係 る に ょ 製 ) (1 造 場 当 か 該 5 移 外 出 航 船 等 又 ^ は の 積 保 税 込 み 地 域 を 輸 か 5 出 又 引 は き

取

国 の 船 舶 若 U < は 航 空 機 ^ の 積 込 み لح み な U て 物 品 税 法 及 び 輸 λ 品 に 対 す る 内 国 消 外

費 税 の 徴 収 等 に 関 す る 法 律 を 適 用 す る

製 造 場 か 5 移 出 さ れ た も の が 最 初 に 次 の 各 号 に 掲 げ る 場 合 に 該 当 す る こ ۲ لح な つ た

場 合  $\overline{\phantom{a}}$ 政 令 で 定 め る ۲ こ 3 に ょ IJ 当 該 外 航 船 等 が λ 港 L て い る 港 の 所 在 地 の 所 轄 税 関

長 の 承 認 を 受 け て 他 の 外 航 船 等 に 積 み 換 え 5 れ る 場 合 そ の 他 政 令 で 定 め る 場 合 を 除

< に は 当 該 指 定 物 品 の 所 持 者 が 関 税 法 第 六 条 の 第 \_ 項 第 号 に 規 定 す る 賦 課

課 稅 方 式 が 適 用 さ れ る 当 該 各 号 に 定 め る 指 定 物 品 を 保 税 地 域 か 5 引 き 取 る も の ح み な

L て、 物 品 税 法 を 適 用 す る。 こ の 場 合 に お ١J て 当 該 指 定 物 品 に 係 る 物 品 税 の 納 税 地

は、 当 該 指 定 物 品 が 当 該 各 号 に 掲 げ る 場 合に 該当することとな つ た 場 所 の 所 在 地 とし、

当 該 指 定 物 品 の 課 税 標 準 は 同 法 第 +  $\equiv$ 条 の 規 定 に か か わ 5 ず、 当 該 指 定 物 品 が 前 項

の 規 定 の 適 用 を 受 け て そ の 製 造 に 係 る 製 造 場 か 5 移 出 さ れ た 時 に お け る 同 条 第 項 第

二号に掲げる金額とする。

本 邦 に お しし て 陸 揚 げ 又 は 取 卸 し 積 換 え を 含 む。 以 下 こ の 号 に お l١ て

同

じ。

が

さ れ る 場 合 そ の 陸 揚 げ 又 は 取 卸 L が さ れ る 指 定 物 品

当 該 外 航 船 等 が 外 航 船 等 で な < な る 時 に 当 該 外 航 船 等 に 現 存 す る 場 合 そ の 現

存

する指定物品

外 国 公 館 等 が 購 λ す る 公 用 品 の 免 税

第 八 + 八 条 の 兀 第 種 の 物 品  $\overline{\phantom{a}}$ 物 品 税 法 別 表 に 掲 げ る 第 種 の 物 品 を しし う。 以 下 ت の

条 に お ١J て 同 じ。 の 販 売 業 者 又 は 第 \_ 種 の 物 品 の 製 造 者 が そ れ ぞ れ 本 邦 に あ る 外

2

前

項

の

規

定

は

同

項

の

小

売

を

L

た

第

—

種

の

物

品

の

販

売

業

者

又

は

同

項

ഗ

移

出

を

L

た

第

税

品

種 の 物 品 の 製 造 者 が そ れ ぞ れ 当 該 小 売 又 は 移 出 を U た 日 の 属 す る 月 分 の 物

国 の 大 使 館 公 使 館 領 事 館 そ の 他 こ れ 5 に 準 ず る 機 関 以 下 こ の 条 に お しし て

¬

大

使

`

館 等 لح い う。 又 は 本 邦 に 派 遣 さ れ た 外 玉 の 大 使 公 使 領 事 そ の 他 こ れ 5 に 準

者  $\overline{\phantom{a}}$ こ U

の

令

る 場 合 に は 当 該 小 売 又 は 移 出 に 係 る 物 品 税 を 免 除 す る た だ L 外 玉 に あ る 本 邦 の

大 使 館 等 又 は 外 玉 に 派 遣 さ れ た 本 邦 の 大 使 等 が 購 λ す る 物 品 に つ しし て 物 品 税 に 類 似

す る 租 税 の 免 除 に 制 限 を 付 す る 玉 の 大 使 館 等 又 は 大 使 等 に つ L١ て は ` 相 互 条 件 に ょ る。

種 で た め 以 の 定 課 め 下 の 税 る 用 物 も 途 の 品 に の 条 で の 供 に す 政 小 お 令 売 る しし で を て た 定 し め  $\neg$ 政 め 大 る 令 又 使 は 等 で も 当 定 の を 該 め لح 販 用 る L١ う。 方 売 途 す に 法 に る 供 に た す ょ 対 め る IJ そ た 購 外 の め λ 当 さ 交、、 製 造 れ 該 方 領 に る 係 法 第 事 そ る に \_ 製 種 ょ の 他 造 IJ の 場 購 課 の 税 任 か 入 5 さ 物 務 移 れ 品 の ず 出 る で 遂 す 行 第 政 る

法 第 Ξ + 条 第 項 又 は 第 項 の 規 定 に ょ る 申 告 書  $\overline{\phantom{a}}$ 当 該 申 告 書 の 提 出 期 限 内 に 提 出

す る も の に 限 る に 当 該 物 品 が 外 国 の 大 使 館 等 又 は 大 使 等 に ょ つ て 同 項 に 規 定 す

る

方 法 に ょ IJ 購 λ さ れ た こ ح を 証 す る 書 類 لح L て 政 令 で 定 め る 書 類 を 添 付 U な しし 場 合 に

は、適用しない。

3 物 品 税 法 第 + 九 条 第 Ξ 項 の 規 定 は 前 項 の 場 合 に つ しし て 準 用 す る。

4 第 \_ 項 の 外 玉 の 大 使 館 等 又 は 大 使 等 は 同 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け た 物 品 を 購 λ U た

日 か 6 年 間 は 当 該 物 品 を 同 項 に 規 定 す る 任 務 の 遂 行 の た め の 用 途 以 外 の 用 途  $\overline{\phantom{a}}$ 以

下 こ の 項 に お L١ て \_ 目 的 外 の 用 途 لح L١ う。  $\overline{\phantom{a}}$ に 供 L て は な 5 な しし た だ U 当 該 物

品 を 当 該 期 間 内 に 目 的 外 の 用 途 に 供 す る こ ۲ に つ き ゃ む を 得 な しし 事 情 が あ る 場 合 は

この限りでない。

第 六 章 第 節 の 二 中 第 八 + 八 条 の 匹 の 次 に 次 の \_ 条 を 加 え る。

海 軍 販 売 所 等 に 販 売 す る 物 品 の 免 税

第 八 + 八 条 の 兀 の 第 = 種 の 物 品 の 製 造 者 が 日 本 国 ح ア 乂 IJ 力 合 衆 玉 لح の 間 の 相 互

び 安 保 条 約 第 六 条 基 施 設 及 び X 域 並 び 本 け

協

力

及

全

障

に

づ

<

に

日

玉

に

お

る

合

衆

玉

軍

隊

の 地 位 に 関 す る 協 定 第 + 五 条 第 項 • に 規 定 す る 海 軍 販 売 所 又 は ピ ı • エ ツ ク ス に 対

し 同 協 定 第 — 条 に 規 定 す る 合 衆 玉 軍 隊 の 構 成 員 及 び 軍 属 並 び に こ れ 5 の 家 族 次 項 に

お L١ て \_ 合 衆 国 軍 隊 の 構 成 員 等 \_ ح L١ う。 が 輸 出 す る 目 的 で こ れ 5 の 機 関 か 5 政 令 で

定 め る 方 法 に ょ IJ 購 λ す る 第 \_ 種 の 課 税 物 品 で 政 令 で 定 め る も の を 販 売 す る た め こ

れ を そ の 製 造 に 係 る 製 造 場 か 5 移 出 す る 場 合 に は 当 該 移 出 に 係 る 物 品 税 を 免 除 す る。

2 前 項 の 規 定 は 同 項 の 移 出 を L た 第 \_ 種 の 物 品 の 製 造 者 が 当 該 移 出 を し た 日 の 属 す

る 月 分 の 物 品 稅 法 第 Ξ + — 条 第 \_ 項 の 規 定 に ょ る 申 告 書  $\overline{\phantom{a}}$ 当 該 申 告 書 の 提 出 期 限 内 に

提 出 す る も の に 限 る に 当 該 物 品 が 合 衆 玉 軍 隊 の 構 成 員 等 に ょ つ て 前 項 に 規 定 す る

方 法 に ょ IJ 購 λ さ れ たこと を 証 す る 書 類 ۲ L て 政 令 で 定 め る 書 類 を 添 付 U な しし 場 合

は 適 用 L な 11 た だ L 既 に 第 五 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 + Ξ 条 第 Ξ 項 本 文

又

に

は 第 五 項 本 文 の 規 定 の 適 用 が あ つ た 場 合 に は こ の 限 IJ で な しし

3

前

項

の

場

合

に

お

L١

て、

ゃ

む

を

得

な

しし

事

情

が

あ

る

た

め

同

項

に

規

定

す

る

政

令

で

定

め

る

書

類

を

同

項

の

申

告

書

に

添

付

す

る

こ

ح

が

で

き

な

しし

ح

き

は

当

該

書

類

は

次

の

各

号

に

掲

げ

る

X 分 に 応 じ 当 該 各 号 に 掲 げ る 日 ま で に 提 出 す れ ば 足 1) る も の ح す る

第 種 の 物 品 の 製 造 者 が 当 該 書 類 を 当 該 申 告 書 の 提 出 期 限 か 5 Ξ 月 以 内 に 提 出

す る こ ح を 予 定 L て しし る 場 合 に お しし て、 政 令 で 定 め る ح こ ろ に ょ IJ そ の 予 定 日 を 当

該 申 告 書 の 提 出 先 の 税 務 署 長 に 届 け 出 た ۲ き 当 該 予 定 日

第 種 の 物 品 の 製 造 者 が 当 該 書 類 を 当 該 申 告 書 の 提 出 期 限 か 5 Ξ 月 を 経 過 U た

日 以 後 に 提 出 す る こ ح を 予 定 U て しし る 場 合 に お 11 て、 政 令 で 定 め る と こ 3 に ょ IJ 当

出 先 の 税 務 署 長 の 承 認 を 受 け た ۲ き。 当 該

税

務

署

長

が

指

定

U

た

日

ょ

IJ

前 項 の 場 合 に お しし τ 第 種 の 物 品 の 製 造 者 が 契 約 の 解 除 そ の 他 の 理 由 に

第 項 の 移 出 を U た 第 <u>\_</u> 種 の 課 税 物 品 を 第 \_ 項 に 規 定 す る 申 告 書 の 提 出 後 に お い て 第

項 の 製 造 場 に 戾 L 入 れ た لح ŧ は 当 該 物 品 に つ L١ て は 当 該 戾 λ れ の 事 実 を 証 す る

書 類 لح L て 政 令 で 定 め る 書 類 を も つ て 前 項 に 規 定 す る 書 類 に 代 え る こ ح が で き る

5 物 品 税 法 第 \_ + Ξ 条 第 Ξ 項 の 規 定 は 第 項 に 規 定 す る 機 関 か 5 同 項 の 規 定 に 該 当

す る 第 種 の 課 税 物 品 を 同 項 に 規 定 す る 方 法 に ょ IJ 購 λ L た 者 に つ い て 同 条 第 兀 項

及 び 第 五 項 並 び に 同 法 第 四 + 八 条 第 七 号 、 第 五 + 条 第 \_ 号 及 び 第 五 + 条 の 規 定 は

当 該 購 λ に 係 る 第 種 の 課 税 物 品 の 同 法 第 + Ξ 条 第 兀 項 に 規 定 す る 譲 渡 又 は 譲 受 け

に つ しし て そ れ ぞ れ 準 用 す る

第 六 章 第 四 節 の 次 に 次 の 節 を 加 え る

## 第 五 節 通 行 税 法 の 特 例

離 島 航 空 路 線 の 旅 客 運 賃 に 係 る 通 行 税 の 税 率 の 軽 減

第 九 + 条 離 島 航 空 路 線 を 航 行 す る 航 空 機 の 旅 客 運 賃 に 係 る 通 行 税 の 税 率 は 通 行

稅

法 第 =条 の 規 定 に か か わ 5 ず 百 分 の 三 と す る

2 前 項 に 規 定 す る 離 島 航 空 路 線 لح は 航 空 法 第 = 条 第 + 七 項 に 規 定 す る 定 期 航 空 運

送

事 業 に 係 る 路 線  $\overline{\phantom{a}}$ こ れ に 準 ず る も の を 含 む。 の う ち、 離 島  $\overline{\phantom{a}}$ そ の 地 域 の 全 部 又 は

部 が 離 島 振 興 法  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 + 八 年 法 律 第 七 + \_ 号  $\overline{\phantom{a}}$ 第 \_ 条 第 \_ 項 の 規 定 に ょ IJ 指 定 さ れ

た 同 項 の 離 島 振 興 対 策 実 施 地 域 に 含 ま れ る 島 そ の 他 こ れ に 準 ず る も の ۲ し て 政 令 で 定

め る も の を しし う。  $\overline{\phantom{a}}$ の 地 域 内 の 地 点 لح 当 該 離 島 の 地 域 外 の 地 点 لح の 間 を 結 ぶ も の で 政

令 で 定 め る も の を L١ う。

所 得 税 法 等 の 部 を 改 正 す る 法 律 の 部 改 正

うに改正する。

附 則 中 ¬ 昭 和 六 + 兀 年 Ξ 月 日日 を \_ 平 成 元 年  $\equiv$ 月 — 日 に \_ 昭 和 六 + 兀 年 兀 月

日 を \_ 平 成 元 年 兀 月 日 \_ に  $\overline{\phantom{a}}$ の 規 定 は 昭 和 六 + 兀 年 分 を \_  $\overline{\phantom{a}}$ の 規 定 は 平

成 元 年 分  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 六 + 四 年 月 — 日 か 5 平 成 元 年 + 月 Ξ + — 日 ま で の 期 間 に 係 る 年 分 を

しし う。 以 下 同 じ \_ に \_ 昭 和 六 + 四 年 か 5 を \_ 平 成 元 年  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 六 + 四 年 月

日

か 6 平 成 元 年 + 月 Ξ + 日 ま で の 期 間 を ١J う。 附 則 第 八 条 に お l١ て 同 じ か 5 に、

昭 和 六 + 四 年 分 の Ļ を \_ 平 成 元 年 分 の \_ に \_ 昭 和 六 + 兀 年 に お ١J て \_ を 平 成 元 年

に お しし て に ¬ 昭 和 六 + 兀 年 分 以 後 の \_ を \_ 平 成 元 年 分 以 後 の に、

を「

ᆫ に、 \_ 昭 和 六 + 五 年 \_ を \_ 平 成 年 \_ に  $\neg$ 昭 和 六 + 六 年 \_ を \_ 平 成 Ξ 年 に、

 $\neg$ 昭 和 六 + 七 年 \_ を \_ 平 成 兀 年 に、 \_ 昭 和 六 十 八 年 を \_ 平 成 五 年 に \_ 昭 和 六 十

九年」を「平成六年」に改める。

附 則 第 Ξ + 八 条 を 次 の ょ う に 改 め る。

第三十八条 削除

附 則 第 Ξ + 九 条 中 \_ 旧 酒 税 法 第 Ξ 条 を ¬ 同 条 の 規 定 に ょ る 改 正 前 の 酒 税 法 以 下了 旧

酒税法」という。)第三条」に改める。

附 則 第 兀 + 条 中  $\neg$ 新 酒 税 法 の 規 定 に ょ IJ を 同 条 の 規 定 に ょ る 改 正 後 の 酒 税

法

) 以

新 酒 税 法 \_ ۲ l١ う。 の 規 定 に ょ ) (1 \_ に 改 め る。

下

附則

(施行期日)

第 条 こ の 法 律 は、 平 成 年 四 月 日 か 5 施 行 す る。 た だ し、 第 六 条 中 租 税 特 別 措 置 法

第 + 五 条 の 第 項 第 号 第 Ξ 項 第 号 及 び 第 五 項 第 号 の 改 正 規 定 並 び に 附 則

第 + 九 条 の 規 定 は ` 平 成 年 月 日 か 5 施 行 す る。

法 人 税 法 の 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置 の 原 則

第 二

条

こ

の

附

則

に

別

段

の

定

め

が

あ

る

も

の

を

除

ㅎ 、

第

\_

条

の

規

定

に

ょ

る

改

正

後

の

法

人

税

法

以 下 ¬ 新 法 人 税 法 \_ ۲ しし う。 の 規 定 は 法 人  $\overline{\phantom{a}}$ 新 法 人 税 法 第 条 第 八 号 に 規 定 す る

人 格 の な L١ 社 寸 等 を 含 む。 以 下 同 じ の こ の 法 律 の 施 行 の 日 以 下 \_ 施 行 日 ح しし う。

以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 の 所 得 に 対 す る 法 人 税 及 び 施 行 日 以 後 の 解 散  $\overline{\phantom{a}}$ 合 併 に ょ る 解

散 を 除 < 以 下 同 じ 又 は 合 併 に ょ る 清 算 所 得 に 対 す る 法 人 税  $\overline{\phantom{a}}$ 清 算 所 得 に 対 す る 法

人 税 を 課 さ れ る 法 人 の 清 算 中 の 事 業 年 度 の 所 得 に 係 る 法 人 税 及 び 残 余 財 産 の 部 分 配 に

ょ IJ 納 付 す ベ き 法 人 税 を 含 む 0 以 下 こ の 条 に お L١ て 同 じ  $\overline{\phantom{a}}$ に つ L١ て 適 用 U 法 人 の 施

行 日 前 に 開 始 b た 事 業 年 度 の 所 得 に 対 す る 法 人 税 及 び 施 行 日 前 の 解 散 又 は 合 併 に ょ る 清

算 所 得 に 対 す る 法 人 税 に つ L١ て は な お 従 前 ത 例 に ょ る

受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 に 関 す る 経 過 措 置

第 Ξ 条 法 人 の 施 行 日 か 5 平 成 Ξ 年 Ξ 月 Ξ + \_ 日 ま で の 間 に 開 始 す る 事 業 年 度 の 所 得 の 金

額 の 計 算 に 係 る 新 法 人 税 法 第 + Ξ 条 第 \_ 項 及 び 第 Ξ 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は こ れ

5 の 規 定 中 ¬ 百 分 の 六 + لح あ る の は \_ 百 分 の 七 + 五 ۲ す る

(賞与引当金に関する経過措置)

第 四 条 法 人 の 施 行 日 か 5 平 成 Ξ 年 Ξ 月 Ξ + — 日 ま で の 間 に 開 始 す る 事 業 年 度 の 所 得 の 金

額 の 計 算 に 係 る 新 法 人 税 法 第 五 + 兀 条 第 項 ത 規 定 の 適 用 に つ しし て は 同 項 中 \_ 百 分 の

八 + لح あ る の は \_ 百 分 の 九 + ۲ す る

解 散 に ょ る 清 算 所 得 の 金 額 の 計 算 に 関 す る 経 過 措 置

第 五 条 内 国 法 人 で あ る 新 法 人 税 法 第 \_ 条 第 九 号 に 規 定 す る 普 通 法 人 又 は 同 条 第 七 号 に 規

定 す る 協 同 組 合 等 の 施 行 日 か 5 平 成 Ξ 年 三月 Ξ + — 日 ま で の 間 の 解 散 に ょ る 清 算 所 得 の

金 額 の 計 算 に 係 る 新 法 人 税 法 第 九 + Ξ 条 第 項 第 =号 の 規 定 の 適 用 に つ L١ て は 同 号 中

 $\neg$ 百 分 の 六 + \_ لح あ る の は  $\neg$ 百 分 の 七 + 五 \_ ۲ す る

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

第

六

条

第

条

ത

規

定

に

ょ

る

改

正

後

の

相

続

税

法

の

規

定

は

施

行

日

以

後

に

相

続

若

L

<

は

遺

贈

 $\overline{\phantom{a}}$ 

贈

与

者

の

死

亡

に

ょ

IJ

効

力

を

生

ず

る

贈

与

を

含

む。

以

下

こ

の

条

に

お

L١

て

同

じ

又

は

贈

与

 $\overline{\phantom{a}}$ 贈 与 者 の 死 亡 に ょ IJ 効 力 を 生 ず る 贈 与 を 除 **<** 以 下 こ の 条 に お L١ て 同 じ に ょ IJ 取

得 L た 財 産 に 係 る 相 続 税 又 は 贈 与 税 に つ L١ て 適 用 し 施 行 日 前 に 相 続 若 L < は 遺 贈 又 は

贈 与 に ょ IJ 取 得 L た 財 産 に 係 る 相 続 税 又 は 贈 与 税 に つ L١ て は な お 従 前 の 例 に ょ る。

酒 税 法 等 の 部 改 正 に 伴 う 般 的 経 過 措 置

第 七 条 こ の 附 則 に 別 段 の 定 め が あ る も の を 除 ㅎ 、 第 Ξ 条 第 六 条  $\overline{\phantom{a}}$ 租 税 特 別 措 置 法 第 八

+ 七 条 第 項 の 改 正 規 定 に 限 る 0 附 則 第 + 条 に お L١ て 同 じ 0 及 び 第 七 条 の 規 定 の 施

行 前 に 課 L た 又 は 課 す ベ き で あ っ た 酒 税 に つ い て は な お 従 前 の 例 に ょ る

 $\overline{\phantom{a}}$ 清 酒 に 係 る 特 例

第 八 条 施 行 日 か 5 平 成 匹 年 Ξ 月 Ξ + 日 ま で の 間 に 酒 類 の 製 造 場 か 5 移 出 さ れ 又 は 保

税 地 域 か 5 引 き 取 5 れ る 清 酒 に つ しし て は 第 Ξ 条 の 規 定 に ょ る 改 正 後 の 酒 税 法 以 下 新

酒 税 法 ح しし う。 の 規 定 に か か わ 5 ず ` 所 得 税 法 等 の \_ 部 を 改 正 す る 法 律  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 六 + Ξ

年 法 律 第 百 九 号 附 則 第 + — 条 第 Ξ 項 に お 11 て ¬ 昭 和 六 + Ξ 年 所 得 税 法 等 改 正 法 \_ ح い

う。 第 四 条 の 規 定 の 施 行 前 の 酒 税 の 例 に ょ る こ の 場 合 に お しし て 同 条 の 規 定 に ょ る 改

正 前 ത 酒 税 法  $\overline{\phantom{a}}$ 以 下 こ の 条 に お L١ て \_ 昭 和 六 + Ξ 年 改 正 前 酒 税 法 ۲ しし う。 第 五 条 第

項 中 \_ 特 級 級 \_ لح あ る の は 級 ۲ 同 条 第 四 項 中 特 級 及 び 級 \_ لح あ る の は

級

۲

同

条

第

五

項

中

\_

特

級

又

は

級

ح

あ

る

の

は

\_

級

\_

ح

昭

和

六

+

Ξ

年

改

1 特 級

正 前 酒 税 法 第二十二条 第 項 第 号 中

П

級

ハア

度ル

未コ

のル

も分

のが

円 三

+

万

兀

干

Ξ

百

\_ +

引

金

額

満 ı 以十 上五ル の度 も未 の満

に度き未度ア 五 とは満 をル + 下コ Ξ み の 七 なそ る 万 た万 端 八 す の 数 ル 六 干 端 が 度 分 百 兀

ア

コ

-

ル

た

金

八分

度が

数あへが円 ごは るー + か とーと度五ら

十 ア 度 五ル 未 満度コ の以 ı 上ル も の十分 六 が

五

+

七

万

六

百

円

え三 をル 五 万 超 コ + 八 え -七 る 額千 ル万 分六 が百 度

の十ア

以

六ル

度コ

上ル

の分

もが

ı

兀 + ご + 円 円 を と五に 加に度ア 1

級

ア ル コ ı ル 分

が

八

度

未

満

の

も

の

+ 兀 万 九 干 \_ + 円

+

引万み

金六

以十ア 上五ル の度コ も未 ı の満ル 八分 度が

四ごはる一十か二 とーと度五ら + 円に度き未度 ア 七 を一とは満 をル万 の下コ 九 い八なそ端 る 千

た千すの数一ル五 端が度分百 額百〜数あへが円

を を ルセ 加万超 コ万 え八え 1 九 た干るルチ 金六一 分 五 額 百 度 が 百 四ご十円

十と五に二

円に度

の十ア

六ル

度コ

以上

上ル

の分

もが

ア十

十ア 度 未五ル の以 も

満度コ I 上ル の十分

六が 七 万 九 千 五 百 円

以ア 上ル 十二 ı 度ル 未分 満が の + も五 の度 万 干 七

百

円

六

以ア ル 上 の コ 1 も のル 分 が + 六 度 + 万 千 七 百 円 に ア るル

円 コ 度 -を ごル 加 لح 分 え たにが + 金 額 万 五 兀 度 千 を 百 超 八え +

ح

あ

る

の

は

未ア 満ル ハコ ١ 度 以ル 上 分 のが も十 の五 度 ルニ + I \_ ル 万 分 が 千 + 七 五 百 度 円 を か 5

ア

۲

八

۲ る みと度  $\Box$ きへ はー 度 未 そ の満 端 の に数端 は 数 が 下 四度あ る

百 八な + す 円 を 引ご ۲ L١ た 額万一

干

ル コ I ル 分 が 八 度 未 +万 Ξ 干 兀 百 四 十 円

ァ

満 の も の

級 ۲ あ る の は \_ \_ 級 ۲ + 万 七 千 九 百 円 \_ ح あ る の は \_ + 兀 万 Ξ 百 円 ۲

万 \_ 四 七 千 千 七 =百 百 八 円 + 円 ۲ あ ۲ る の は 同 条  $\neg$ 第 九 干 項 Ξ 中 百 六 ¬ + 万 円 \_ \_ 千 ۲ 円  $\neg$ ح 五 あ 万 る 七 の 千 は 五 ¬ 百 円 万 千 لح あ 百 る 円 の は ۲ 七

分 の 五 十	分 の 百 五 十
------------------	-----------------------

とあるのは

果 実 酒 類				
甘 味	果			
果実	実			
· 酒 ———	酒			
百分の五十	百分の五十			

とする。

昭和六十三年改正前酒税法第二十二条の二第一項の表中

	清	
	酒	
甘 味	果	特
果実	実	
酒	酒	級
百	百	百

•

分 の 五 十

2 前 項 の 場 合 に お しし て 昭 和 六 + Ξ 年 改 正 前 酒 税 法 第 五 条 第 四 項 又 は 第 五 項 の 規 定 に

IJ 有 す 特 る 級 も 又 の は に つ 級 ع L١ 認 て 定 は さ れ 前 項 た 清 の 規 酒 で 定 に ょ 第 Ξ IJ 読 条 み の 替 規 え 定 て の 施 適 用 行 さ の れ 際 る 昭 現 和 に 当 六 + 該 Ξ 認 年 定 改 の 正 効 前 力 ょ 酒 を

税 法 第 五 条 第 兀 項 又 は 第 五 項 の 規 定 に ょ IJ \_ 級 ۲ 認 定 さ れ た も の لح み な す。

未 納 税 移 出 等 に 係 る 経 過 措 置

第 九 第 条 + 施 九 条 行 第 日 Ξ 前 項 に に 酒 類 お しし の て 製 準 造 場 用 か す 5 る 場 移 出 合 さ を 含 れ む。 た 酒 以 類 下 で、、 こ 酒 の 税 条 に 法 お 第二十 しし τ 八 同 条 じ 第 Ξ の 項 届  $\overline{\phantom{a}}$ 同 出 法 又

は 承 認 に 係 る も の  $\overline{\phantom{a}}$ 当 該 届 出 又 は 承 認 に 係 る 同 法 第 = + 八 条 第 Ξ 項 各 号 に 掲 げ る 日 が 施

行 日 以 後 に 到 来 す る も の に 限 る に つ い て 同 法 第 + 八 条 第 Ξ 項 各 号 に 掲 げ る 日 ま

で に 同 項 に 規 定 す る 書 類 が 提 出 さ れ な か っ た 場 合 に お け る 当 該 酒 類 に 係 る 酒 税 の 税 率 は

新 酒 税 法 の 税 率  $\overline{\phantom{a}}$ 清 酒 に あ つ て は 施 行 日 か 5 平 成 四 年 Ξ 月 Ξ + 日 ま で の 間 前 条 第

一項に規定する税率)とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第 + 条 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 法 律 の 規 定 に ょ IJ 酒 税 の 免 除 を 受 け て 施 行 日 前 に 保 税 地

か 5 引 き 取 5 れ た 酒 類 に つ L١ て 施 行 日 以 後 に 同 表 の 下 欄 に 掲 げ る 法 律 の 規 定 に 該 当

す

域

る こ ۲ ع な つ た 場 合 に お け る 当 該 酒 類 に 係 る 酒 税 の 税 率 は 新 酒 税 法 の 税 率  $\overline{\phantom{a}}$ 清 酒 に あ

つ て は 施 行 日 か 5 平 成 四 年 Ξ 月三十一 日 ま で の 間 附 則 第 八 条 第 項 に 規 定 す る 税 率

とする。

免除の規定

追徴の規定

二十八条の三第一項

酒

税

法

第

法第二十八条の三第六項

同

	関する法律第十三条第三項	輸入品に対する内国消費税の徴	する法律第十二条第一項	輸入品に対する内国消費税の徴	号)第十一条第一項	関する法律(昭和三十年法律第	輸入品に対する内国消費税の徴
項 四 又 号	関税	収等に同法		収等に同法		三十七	収等に同法
(は第十七条第四項)第十五条第二項、第十六条第二	《定率法(明治四十三年法律第五十	(第十三条第三項において準用する		(第十二条第四項			(第十一条第三項

地位に関する協定の実施に伴う所得税	条(日本国における国際連合の軍隊の	(昭和二十七年法律第百十二号)第七	伴う関税法等の臨時特例に関する法律	衆国軍隊の地位に関する協定の実施に	施設及び区域並びに日本国における合	協力及び安全保障条約第六条に基づく	日本国とアメリカ合衆国との間の相互
得税法等の臨時特例に関する法律第四	隊の地位に関する協定の実施に伴う所	第八条(日本国における国際連合の軍	伴う関税法等の臨時特例に関する法律	衆国軍隊の地位に関する協定の実施に	施設及び区域並びに日本国における合	協力及び安全保障条約第六条に基づく	日本国とアメリカ合衆国との間の相互

いて準用する場合を含む。)

十九年法律

第百四十九号)第

四

条

に お 法等の臨時

特例に関

する法

律

 $\overline{\phantom{a}}$ 

昭

和 二

条に

お い

て準用する場合を含む。)

第 + \_ 条 施 行 日 に 酒 類 の 製 造 場 又 は 保 税 地 域 以 外 の 場 所 に お い て 酒 類 を 所 持 す る 酒 類

の 製 造 者 又 は 販 売 業 者 が あ る 場 合 に お L١ て そ の 数 量 以 上 の 場 所 で 所 持 す る 場 合 に

は

そ

の

合

計

数

量

 $\overline{\phantom{a}}$ 

が

千

五

百

IJ

ツ

۲

ル

以

上

で

あ

る

لح

き

は

当

該

酒

類

に

つ

い

て

は

そ

の

者 が 酒 類 の 製 造 者 لح U て 当 該 酒 類 を 施 行 日 に そ の 者 の 酒 類 の 製 造 場 か 5 移 出 U た も の ع

みなして、酒税を課する。

2 前 頂 の 規 定 は 同 項 の 酒 類 の 製 造 場 又 は 保 税 地 域 以 外 の 場 所 が 沖 縄 県 の X 域 内 の 場 所

で あ 1) か つ そ の 所 持 す る 酒 類 が 沖 縄 の 復 帰 に 伴 う 特 別 措 置 に 関 す る 法 律  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 兀 +

六 年 法 律 第 百 + 九 号  $\smile$ 第 八 + 条 第 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け て 酒 税 を 軽 減 さ れ た 酒 類 で

ある場合には、適用しない。

3 第 項 の 場 合 に お 11 て は 新 酒 税 法 の 税 率  $\overline{\phantom{a}}$ 清 酒 に あ つ て は 附 則 第 八 条 第

項

に

規

定 す る 税 率  $\overline{\phantom{a}}$ に ょ IJ 算 出 し た 場 合 の 酒 税 額 ح 第 Ξ 条 の 規 定 に ょ る 改 正 前 の 酒 税 法 の 税 率

清 酒 に あ つ て は 第 七 条 の 規 定 に ょ る 改 正 前 の 昭 和 六 + Ξ 年 所 得 税 法 等 改 正 法 附 則 第

 $\equiv$ + 八 条 に 規 定 す る 税 率  $\overline{\phantom{a}}$ に ょ IJ 算 出 U た 場 合 の 酒 税 額 ح の 差 額 に 相 当 す る 金 額 を 同 項

の酒税額とする。

4 第 項 の 規 定 に ょ る 酒 税 額 に つ しし て は 税 務 署 長 は そ の 所 轄 X 域 内 に 所 在

す

る

同

人 の 貯 蔵 場 所 に あ る 同 項 の 規 定 に 該 当 す る 酒 類 に 係 る 酒 税 額 を 合 算 U 当 該 合 算 L た 額

の 酒 税 を 平 成 \_ 年 五 月 か 5 同 年 九 月 ま で の 各 月 に 等 分 L て、 そ れ ぞ れ そ の 月 の 末 日 を

納期限として、これを徴収する。

5

第 項 に 規 定 す る 者 は そ の 所 持 す る 酒 類 で 同 項 の 規 定 に 該 当 す る も の の 貯 蔵 場 所 ご

۲ に 当 該 酒 類 に つ しし て の 税 率 の 適 用  $\overline{\mathsf{X}}$ 分 及 び 当 該 X 分 ご ح の 数 量 そ の 他 政 令 で 定 め る

事 項 を 記 載 L た 申 告 書 を 施 行 日 か 5 起 算 し て \_ 月 以 内 に そ の 貯 蔵 場 所 の 所 在 地 の 所

で

あ

る

こ

ح

に

つ

き

当

該

酒

類

の

戾

λ

れ

又

は

移

入

に

係

る

酒

類

の

製

造

場

の

所

在

地

の

所

轄

税

務

しし

次 の 各 号 に 掲 げ る 場 合 に お しし て 当 該 各 号 に 規 定 す る 酒 類 製 造 者 が 政 令 で 定 め る ۲ こ

3 に ょ IJ ` 当 該 酒 類 が 第 項 の 規 定 に ょ る 酒 税 を 徴 収 さ れ た 又 は 徴 収 さ れ る ベ き も の

署 長 の 確 認 を 受 け た لح き は 当 該 酒 税 額 に 相 当 す る 金 額 は 酒 税 法 第 Ξ + 条 の 規 定 に 準

じ て 当 該 酒 類 に つ き 当 該 酒 類 製 造 者 が 納 付 L た 又 は 納 付 す ベ き 酒 税 額  $\overline{\phantom{a}}$ 第 \_ 号 に 該

当 す る 場 合 に あ つ て は 同 号 に 規 定 す る 他 の 酒 類 の 製 造 場 か 6 の 移 出 に ょ IJ 納 付 さ れ た、

若 L < は 納 付 さ れ る ベ き 又 は 保 税 地 域 か 5 の 引 取 IJ に ょ IJ 納 付 さ れ た 若 L < は 納 付 さ

れ る ベ き 若 L < は 徴 収 さ れ た 若 L < は 徴 収 さ れ る ベ き 酒 税 額  $\overline{\phantom{a}}$ に 相 当 す る 金 額 に 係 る

控 除 又 は 還 付 に 併 せ て そ の 者 に 係 る 酒 税 額 か 5 控 除 U 又 は そ の 者 に 還 付 す る

酒 類 製 造 者 が そ の 製 造 場 か 5 移 出 U た 酒 類 で 第 \_ 項 の 規 定 に ょ る 酒 税 を 徴 収 さ れ

た、 又 は 徴 収 さ れ る ベ き も の が 当 該 製 造 場 に 戾 し λ れ 5 れ た 場 合  $\overline{\phantom{a}}$ 当 該 酒 類 で 酒 類 販

売 業 者 か 5 返 品 さ れ た も の そ の 他 政 令 で 定 め る も の が 当 該 酒 類 製 造 者 の 他 の 酒 類 の 製

造場に移入された場合を含む。)

前 号 に 該 当 す る 場 合 を 除 き 酒 類 製 造 者 が 他 の 酒 類 の 製 造 場 か 5 移 出 さ れ 又 は

保 税 地 域 か 5 引 き 取 6 れ た 酒 類 で 第 項 の 規 定 に ょ る 酒 税 を 徴 収 さ れ た 又 は 徴 収 さ

れ る ベ き も の を 酒 類 の 製 造 場 に 移 入 L 当 該 酒 類 を そ の 移 λ L た 製 造 場 か 5 更 に 移 出

した場合

酒 税 法 等 の 部 改 正 に 伴 う 罰 則 に 係 る 経 過 措 置

第 + 条 第 Ξ 条 第 六 条 及 び 第 七 条 の 規 定 の 施 行 前 に L た 行 為 及 び こ の 附 則 の 規 定 に ょ

IJ な お 従 前 の 例 に ょ る こ ح لح さ れ る 酒 税 に 係 る 第 Ξ 条 第 六 条 及 び 第 七 条 の 規 定 の 施 行

後 に U た 行 為 に 対 す る 罰 則 の 適 用 に つ l١ て は な お 従 前 の 例 に ょ る

た ば こ 税 法 の 部 改 正 に 伴 う 般 的 経 過 措 置

第 + Ξ 条 こ の 附 則 に 別 段 の 定 め が あ る も の を 除 き 第 兀 条 の 規 定 の 施 行 前 に 課 U た、 又

は 課 す ベ き で あ つ た た ば こ 税 に つ L١ て は な お 従 前 の 例 に ょ る。

未 納 税 移 出 等 に 係 る 経 過 措 置

+

日

に

こ

5

移

出

さ

た

こ

で、

た

ば

こ

税

法

第

+

第 匹 条 施 行 前 製 造 た ば の 製 造 場 か れ 製 造 た ば

\_ 条 第 Ξ 項  $\overline{\phantom{a}}$ 同 法 第 + 四 条 第 Ξ 項 に お L١ て 準 用 す る 場 合 を 含 む 以 下 こ の 条 に お L١ て 同

じ の 届 出 又 は 承 認 に 係 る も の  $\overline{\phantom{a}}$ 当 該 届 出 又 は 承 認 に 係 る 同 法 第 + 条 第 Ξ 項 各 号

に

掲 げ る 日 が 施 行 日 以 後 に 到 来 す る も の に 限 る に つ L١ て、 同 法 第 + = 条 第  $\equiv$ 項 各 号 に

掲 げ る 日 ま で に 同 項 に 規 定 す る 書 類 が 提 出 さ れ な か つ た 場 合 に お け る 当 該 製 造 た ば こ に

係 る た ば こ 税 の 税 率 は 第 兀 条 の 規 定 に ょ る 改 正 後 の た ば こ 税 法  $\overline{\phantom{a}}$ 以 下 新 た ば こ 税 法

\_ ۲ しし う。 の 税 率 لح す る。

未 納 税 引 取 IJ 等 に 係 る 経 過 措 置

第 + 五 条 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 法 律 の 規 定 に ょ IJ た ば こ 税 の 免 除 を 受 け て 施 行 日 前 に 保

税 地 域 か 5 引 ₹ 取 5 れ た 製 造 た ば こ に つ い て 施 行 日 以 後 に 同 表 の 下 欄 に 掲 げ る 法 律 の

た ば ت 税法 の 税 率とする。 規

定

に

該

当

す

ることと

なっ

た

場

合

に

お

け

る

当

該

製

造

た

ば

こ

に

係

る

た

ば

こ

税

の

税

率

は、

新

免 除 の 規 定

追 徴 の 規 定

た ば こ 税 法 第 + 条 第 項

同

法

第

+

Ξ

条

第

七

項

る 内 国 消 費 税 の 徴 収 等 に 同

法 第 + 条第三項

関 す る 法 律 ·· 第 + 条 第 項

輸

λ

品

に

対

す

関

す

る

法

律

第

+

\_

条

第

項

同

輸 λ 品 に 対 す る 内 玉 消 費 税 の 徴 収 等 に

関

す

る

法

律

第

+

Ξ

条

第

Ξ

項

関

税

定

率

法

第

+

五

条

第

項

第

+

六

条

同 法 第 + Ξ 条 第 三 項 に お しし て 準 用 す

る

第 二 項 又 は 第 + 七 条 第 四 項

相 互 日 本 国 ح ァ 乂 IJ カ 合 衆 玉 ح の 間 の 相 互

協 力 及 び 安 全 保 障 条 約 第 六 条 に 基 づ <

合 施 設 及 び X 域 並 び に 日 本 玉 に お け る 合

に 衆 玉 軍 隊 の 地 位 に 関 す る 協 定 の 実 施 に

伴 う 関 税 法 等 の 臨 時 特 例 に 関 す る 法 律

伴

う

関

税

法

等

の

臨

時

特

例

に

関

す

る

法

律

衆

国

軍

隊

の

地

位

に

関

す

る

協

定

の

実

施

施

設

及

び

X

域

並

び

に

日

本

国

に

お

け

る

協

力

及

び

安

全

保

障

条

約

第

六

条

に

基

ブ

<

日

本

玉

ح

ァ

乂

IJ

力

合

衆

玉

ح

の

間

の

第 七 条  $\overline{\phantom{a}}$ 日 本 国 に お け る 玉 際 連 合 の 軍

第 八 条  $\overline{\phantom{a}}$ 日 本 国 に お け る 玉 際 連 合 の 軍

隊 の 地 位 に 関 す る 協 定 の 実 施 に 伴 う 所

隊 の 地 位 に 関 す る 協 定 の 実 施 に 伴 う

所

条において準用する場合を含む。)

得

税

法

等

の

臨

時

特

例

に

関

す

る

法

律

第

四

得

条

に 税 お 法 ١J 等 て の 準 臨 用 時 す 特 る 例 場 に 合 関 を す 含 る む 法 律 第 兀

(手持品課税)

第 + 六 条 施 行 日 に 製 造 た ば こ の 製 造 場 又 は 保 税 地 域 以 外 の 場 所 で 製 造 た ば こ を 販 売 の

た め 所 持 す る 製 造 た ば こ の 製 造 者 又 は 販 売 業 者 が あ る 場 合 に お しし て そ の 数 量  $\overline{\phantom{a}}$ た ば こ

税 法 第 条 第 \_ 項 に 規 定 す る 製 造 た ば こ の X 分 に ょ IJ 第 \_ 種 及 び 第 Ξ 種 の 製 造 た ば こ

に つ L١ て は グ ラ 厶 を 本 に 第 兀 種 の 製 造 た ば こ、 か み 用 の 製 造 た ば こ 及 び か ぎ 用 の

製 造 た ば こ に つ l١ て は グ ラ 厶 を 本 に 換 算 L た 数 量 لح L 以 上 の 場 所 で 製 造 た ば こ

を 所 持 す る 場 合 に は そ の 合 計 数 量 لح す る が = 万 本 以 上 で あ る ۲ き は 当 該 製 造 た

2

所

 $\overline{\phantom{a}}$ 

た

ば

こ

事

業

法

 $\overline{\phantom{a}}$ 

昭

和

五

+

九

年

法

律

第

六

+

八

号

 $\overline{\phantom{a}}$ 

第

九

条

第

六

項

に

規

定

す

る

小

売

販

売

業

ば け の る 製 こ に た 造 ば た つ こ ば しし 税 こ て の は の 税 製 率 造 そ は 場 の か 者 千 が 5 製 本 移 に 出 造 つ し た ば ㅎ た 百 こ も 六 の の + ح 製 円 造 み 者 な ۲ 同 L 法 て、 L 附 て 当 た 則 第 ば 該 こ 製 税 造 条 た に を 規 課 ば 定 す こ す を る 施 る 第 行 こ 日 の に 種 場 そ の 合 製 に の

造

お

者

た ば こ に あ つ て は ` 九 + 六 円 ح す る。

前 項 に 規 定 す る 者 は そ の 所 持 す る 製 造 た ば こ で 同 項 の 規 定 に 該 当 す る も の の 貯 蔵 場

者 に あ つ て は 同 法 第 + \_ 条 第 項 に 規 定 す る 営 業 所 以 下 こ の 項 に お L١ て 同 じ

ご ح に 政 令 で 定 め る ح こ 3 に ょ IJ 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L た 申 告 書 を 施 行 日 か 5

起 算 L て 月 以 内 に そ の 貯 蔵 場 所 の 所 在 地 を 所 轄 す る 税 務 署 長 に 提 出 U な け れ ば な 5

ない。

所 持 す る 製 造 た ば こ の X 分 及 び X 分 ご ح の 数 量

計

額

三 その他参考となるべき事項

3 第 — 項 に 規 定 す る 者 が 前 項 の 規 定 に ょ る 申 告 書 を 地 方 税 法 の \_ 部 を 改

正

す

る

法

律

平 成 元 年 法 律 第 号  $\overline{\phantom{a}}$ 附 則 第 五 条 第  $\equiv$ 項 に 規 定 す る 道 府 県 た ば こ 税 に 係 る 申 告 書

又 は 同 法 附 則 第 八 条 第 Ξ 項 に 規 定 す る 市 町 村 た ば こ 税 に 係 る 申 告 書 に 併 せ て こ れ 5 の

規 定 に 規 定 す る 道 府 県 知 事 又 は 市 町 村 長 に 提 出 L た ح き は そ の 提 出 を 受 け た 道 府 県 知

事 又 は 市 町 村 長 は 前 項 の 規 定 に ょ る 申 告 書 を 受 理 す る こ ح が で き る こ の 場 合 に お l١

て は 当 該 申 告 書 は 同 項 に 規 定 す る 税 務 署 長 に 提 出 さ れ た も の لح み な す

4 第 項 の 規 定 に ょ る 申 告 書 を 提 出 L た 者 は 平 成 \_ 年 九 月 Ξ + 日 ま で に 当 該 申 告 書

に

記

載

U

た

同

項

第

\_

号

に

掲

げ

る

た

ば

こ

税

額

の

合

計

額

に

相

当

す

る

た

ば

こ

税

を、

玉

に

納

付

L

前 項 の 規 定 は 同 項 に 規 定 す る 第 = 項 の 規 定 に ょ る 申 告 書 を 提 出 す ベ き 者 で 当 該 申

告 に 係 る た ば こ 税 に つ き 玉 税 通 則 法  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 Ξ + 七 年 法 律 第 六 + 六 号  $\overline{\phantom{a}}$ に 規 定 す る 期 限 後

申 告 書 若 L < は 修 正 申 告 書 を 同 項 の 規 定 に ょ る 申 告 書 に 係 る 前 項 の 納 期 限 前 に 提 出 し た

も の 又 は 同 法 に 規 定 す る 更 正 若 し < は 決 定 を 受 け た も の の う ち 同 法 第 Ξ + 五 条 第 項

第 号 の 規 定 に ょ る 納 付 の 期 限 が 前 項 の 納 期 限 前 に 到 来 す る も の に つ しし て 準 用 す る

ば

6

第

項

の

規

定

に

ょ

IJ

た

ば

こ

税

を

課

さ

れ

た

又

は

課

さ

れ

る

ベ

き

製

造

た

ば

こ

の

う

ち

た

ば

こ

税

法

第

+

条

第

\_

項

に

規

定

す

る

特

定

販

売

業

者

が

自

5

保

税

地

域

か

5

引

き

取

つ

た

製

造

た

こ で 販 売 の た め 所 持 す る も の を 輸 出 L た 場 合 に お しし て 当 該 特 定 販 売 業 者 が 政 令 で 定 め

る لح こ 3 に ょ IJ 当 該 製 造 た ば こ が 第 項 の 規 定 に ょ IJ た ば こ 税 を 課 さ れ た 又 は 課 さ

れ る ベ き も の で あ る こ ح に つ き 当 該 製 造 た ば こ の 輸 出 の 申 告 を L た 税 関 の 税 関 長 の 確

認 を 受 け た ۲ ㅎ は 当 該 た ば こ 税 額 に 相 当 す る 金 額 は 同 法 第 + 五 条 の 規 定 に 準 じ て

当 該 製 造 た ば こ に つ き 納 付 さ れ た 若 U < は 納 付 さ れ る ベ き 又 は 徴 収 さ れ た 若 U < は

徴 収 さ れ る ベ き た ば こ 税 額 に 相 当 す る 金 額 に 係 る 還 付 に 併 せ て 当 該 特 定 販 売 業 者 に 還

付 す る。

第

六

条

第

兀

項

に

規

定

す

る

製

造

た

ば

こ

製

造

者

を

L١

う

以

下

こ

の

項

に

お

しし

て

同

じ

が

政

令

7 次 の 各 号 に 掲 げ る 場 合 に お L١ て 当 該 各 号 に 規 定 す る 製 造 た ば こ 製 造 者  $\overline{\phantom{a}}$ た ば こ 税 法

で 定 め る ح こ 3 に ょ IJ 当 該 製 造 た ば こ が 第 項 の 規 定 に ょ る た ば こ 税 を 課 さ れ た 又

は 課 さ れ る ベ き も の で あ る こ ح に つ き 当 該 製 造 た ば こ の 戾 入 れ 又 は 移 λ に 係 る 製 造 た

ば こ ത 製 造 場 ത 所 在 地 を 所 轄 す る 税 務 署 툱 の 確 認 を 受 け た ح き は 当 該 た ば こ 税 額 に 相

当 す る 金 額 は 同 法 第 + 六 条 の 規 定 に 準 じ て 当 該 製 造 た ば こ に つ き 当 該 製 造 た ば こ 製

造 者 が 納 付 U た 又 は 納 付 す ベ き た ば こ 税 額  $\overline{\phantom{a}}$ 第 \_ 号 に 該 当 す る 場 合 に あ つ て は 同 号

ベ に 規 き 又 定 す は 保 る 税 他 地 の 製 域 造 か 5 た ば の こ 引 取 の 製 IJ に 造 ょ 場 IJ か 5 納 付 の さ 移 れ 出 た に ょ 若 IJ 納 L < 付 は さ れ 納 た 付 さ れ 若 る L ベ < き は 若 納 L 付 < さ は れ る

収 さ れ た 若 L < は 徴 収 さ れ る ベ き た ば こ 税 額  $\overline{\phantom{a}}$ に 相 当 す る 金 額 に 係 る 控 除 又 は 還 付 に 徴

併 せ て そ の 者 に 係 る た ば こ 税 額 か 5 控 除 し 又 は そ の 者 に 還 付 す る

製

造

た

ば

こ

製

造

者

が

そ

の

製

造

場

か

5

移

出

L

た

製

造

た

ば

こ

で

第

項

の

規定

に

ょ

る

た

ば こ 税 を 課 さ れ た 又 は 課 さ れ る ベ き も の が 当 該 製 造 場 に 戾 L λ れ 5 れ た 場 合  $\overline{\phantom{a}}$ 当 該

製 造 た ば こ で 製 造 た ば こ の 販 売 業 者 か 5 返 品 さ n た も の そ の 他 政 令 で 定 め る も の が 当

該 製 造 た ば こ 製 造 者 の 他 の 製 造 た ば こ の 製 造 場 に 移 λ さ れ た 場 合 を 含 む

前 号 に 該 当 す る 場 合 を 除 き 製 造 た ば こ 製 造 者 が 他 の 製 造 た ば こ の 製 造 場 か 5 移

出

さ

れ

又

は

保

税

地

域

か

5

引

き

取

5

れ

た

製

造

た

ば

こ

で

第

項

の

規

定

に

ょ

る

た

ば

こ

税

を

課 さ れ た 又 は 課 さ れ る ベ き も の を 製 造 た ば こ の 製 造 場 に 移 λ U 当 該 製 造 た ば こ を

そ の 移 λ U た 製 造 場 か 6 更 に 移 出 U た 場 合

8 た ば こ 税 法 第 + 六 条  $\overline{\phantom{a}}$ 第 号 を 除 < の 規 定 は 第 = 項 の 規 定 に ょ る 申 告 書 を

提

出 U な け れ ば な 5 な L١ 者 に つ しし て 準 用 す る。

9 第 =項 の 規 定 に ょ る 申 告 書 の 提 出 を 怠 つ た 者 は \_ + 万 円 以 下 の 罰 金 に 処 す る。

10

法

人

の

代

表

者

又

は

法

人

若

L

<

は

人

の

代

理

人

使

用

人

そ

の

他

の

従

業

者

が

`

そ

の

法

人又

は

人

の

業

務

又

は

財

産

に

関

U

て

前

項

の

違

反

行

為

を

U

た

۲

ŧ

は、

そ

の

行

為

者

を

罰

す

る

ほ

か、

そ

の 法 人 又 は 人 に 対 L て 同 項 の 罰 金 刑 を 科 す る。

 $\overline{\phantom{a}}$ た ば こ 税 法 の 部 改 正 に 伴 う 罰 則 に 係 る 経 過 措 置)

第 + 七 条 第 四 条 の 規 定 の 施 行 前 に U た 行 為 及 び こ の 附 則 の 規 定 に ょ IJ な お 従 前 の 例 に ょ

る こ لح لح さ れ る た ば こ 税 に 係 る 同 条 の 規 定 の 施 行 後 に U た 行 為 に 対 す る 罰 則 の 適 用 に つ

いては、なお従前の例による。

有 価 証 券 取 引 税 法 の 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置

第 + 八 条 第 五 条 の 規 定 に ょ る 改 正 後 の 有 価 証 券 取 引 税 法 第 + 条 の 規 定 は 施 行 日 以 後 に

行 わ れ る 有 価 証 券 の 譲 渡 に 係 る 有 価 証 券 取 引 税 に つ L١ て 適 用 U 施 行 日 前 に 行 わ れ た 有

価 証 券 の 譲 渡 に 係 る 有 価 証 券 取 引 税 に つ い て は な お 従 前 の 例 に ょ る。

み な L 法 人 課 税 を 選 択 し た 場 合 の 課 税 の 特 例 に 関 す る 経 過 措 置

九

第

+

条

第

六

条

の

規

定

に

ょ

る

改

正

後

の

租

税

特

別

措

置

法

 $\overline{\phantom{a}}$ 

以

下

\_

新

租

税

特

別

措

置

法

۲

١J

う。  $\smile$ 第 + 五 条 の 第 \_ 項 第 Ξ 項 及 び 第 五 項 の 規 定 は 平 成 \_ 年 分 以 後 の 所 得 税 に

つ L١ て 適 用 U 平 成 元 年 分  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 六 + 四 年 \_ 月 \_ 日 か 5 平 成 元 年 + = 月 Ξ + 日 ま で の

期 間 に 係 る 年 分 を L١ う。  $\overline{\phantom{a}}$ 以 前 の 所 得 税 に つ しし て は な お 従 前 の 例 に ょ る。

個 人 の 土 地 の 譲 渡 等 に 係 る 事 業 所 得 等 の 課 税 の 特 例 に 関 す る 経 過 措 置

第 二 + 条 新 租 税 特 別 措 置 法 第 + 八 条 の 四 の 規 定 は 個 人 が 施 行 日 以 後 に 行 う 同 条 第

項 に 規 定 す る 土 地 の 譲 渡 等 に 係 る 所 得 税 に つ しし て 適 用 U 個 人 が 施 行 日 前 に 行 っ た 第 六

条 の 規 定 に ょ る 改 正 前 の 租 税 特 別 措 置 法  $\overline{\phantom{a}}$ 以 下 \_ 旧 租 税 特 別 措 置 法 ع L١ う。 第 +

八 条 の 四 第 項 に 規 定 す る 土 地 の 譲 渡 等 に 係 る 所 得 税 に つ L١ て は な お 従 前 の 例 に ょ る。

個 人 の 譲 渡 所 得 の 課 税 の 特 例 に 関 す る 経 過 措 置

第

+

条

新

租

税

特

別

措

置

法

第

Ξ

+

条

の

規

定

は

個

人

が

施

行

日

以

後

に

行

う

同

条

第

項

に 規 定 す る 土 地 等 の 譲 渡 に 係 る 所 得 税 に つ い て 適 用 L 個 人 が 施 行 日 前 に 行 っ た 旧 租 税

特 別 措 置 法 第 Ξ + 条 第 項 に 規 定 す る 土 地 等 の 譲 渡 に 係 る 所 得 税 に つ l١ て は な お 従

前の例による。

2 新 租 税 特 別 措 置 法 第 Ξ + 条 の \_ 第 項  $\overline{\phantom{a}}$ 同 条 第 Ξ 項 に お L١ て 準 用 す る 場 合 を 含 む

の 規 定 は 個 人 が 施 行 日 以 後 に 行 う 同 条 第 項 に 規 定 す る 優 良 住 宅 地 等 の た め の 譲 渡

又

は

同

条

第

Ξ

項

に

規

定

す

る

確

定

優

良

住

宅

地

等

予

定

地

の

た

め

の

譲

渡

に

該

当

す

る

譲

渡

に

係

る

所 得 税 に つ しし て 適 用 し 個 人 が 施 行 日 前 に 行 っ た 旧 租 税 特 別 措 置 法 第 Ξ + \_ 条 の 第

項 に 規 定 す る 優 良 住 宅 地 等 の た め の 譲 渡 又 は 同 条 第 Ξ 項 に 規 定 す る 確 定 優 良 住 宅 地 等 予

定 地 の た め の 譲 渡 に 該 当 す る 譲 渡 に 係 る 所 得 税 に つ L١ て は な お 従 前 の 例 に ょ る。

3 新 租 税 特 別 措 置 法 第 Ξ + \_ 条 の Ξ 第 \_ 頂 の 規 定 は 個 人 が 施 行 日 以 後 に 行 う 同 項 に 規

が 施 行 日 前 に 行 つ た 旧 租 税 特 別 措 置 法 第 Ξ + 条 の Ξ 第 \_ 項 に 規 定 す る 特 定 市 街 化  $\overline{\mathsf{X}}$ 域

定

す

る

特

定

市

街

化

X

域

農

地

等

の

譲

渡

に

該

当

す

る

譲

渡

に

係

る

所

得

税

に

つ

しし

て

適

用

U

個

人

農 地 等 の 譲 渡 に 該 当 す る 譲 渡 に 係 る 所 得 税 に つ い て は な お 従 前 の 例 に ょ る

4 新 租 税 特 別 措 置 法 第  $\equiv$ + \_ 条 の 規 定 は 個 人 が 施 行 日 以 後 に 行 う 同 条 第 項 に 規 定 す

る

土

地

等

の

譲

渡

 $\overline{\phantom{a}}$ 

同

条

第

項

に

規

定

す

る

株

式

の

譲

渡

を

含

む

 $\overline{\phantom{a}}$ 

に

係

る

所

得

税

に

つ

しし

て

適

用 U 個 人 が 施 行 日 前 に 行 つ た 旧 租 税 特 別 措 置 法 第 Ξ + 条 第 — 項 に 規 定 す る 土 地 等 の

譲 渡  $\overline{\phantom{a}}$ 同 条 第 \_ 項 に 規 定 す る 株 式 の 譲 渡 を 含 む  $\overline{\phantom{a}}$ に 係 る 所 得 税 に つ l١ て は な お 従 前

の例による。

上 場 株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得 等 の 源 泉 分 離 選 択 課 税 に 関 す る 経 過 措 置

第 + \_ 条 新 租 稅 特 別 措 置 法 第 Ξ + 七 条 の + 第 四 項 第 号 及 び 第 Ξ 号 の 規 定 は 施 行

日 以 後 に 行 わ れ る 同 条 第 項 に 規 定 す る 上 場 株 式 等 の 譲 渡 に 係 る 所 得 税 に つ L١ て 適 用 し、

施 行 日 前 に 行 わ れ た 旧 租 税 特 別 措 置 法 第 Ξ + 七 条 の + \_ 第 \_ 項 に 規 定 す る 上 場 株 式 等 の

譲 渡 に 係 る 所 得 税 に つ しし て は な お 従 前 の 例 に ょ る。

 $\overline{\phantom{a}}$ 租 税 特 別 措 置 法 の 部 改 正 に 伴 う 法 人 税 法 の 特 例 に 関 す る 経 過 措 置 の 原 則

第二十 Ξ 条 こ の 附 則 に 別 段 の 定 め が あ る も の を 除 き、 新 租 税 特 別 措 置 法 第 Ξ 章 の 規 定 は

法 人 の 施 行 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 の 所 得 に 対 す る 法 人 税 及 び 施 行 日 以 後 の 解 散 又

は 合 併 に ょ る 清 算 所 得 に 対 す る 法 人 税 清 算 所 得 に 対 す る 法 人 税 を 課 さ れ る 法 人 の 清 算

中

の

事

業

年

度

の

所

得

に

係

る

法

人

税

及

び

残

余

財

産

の

部

分

配

に

ょ

IJ

納

付

す

ベ

き

法

人

税

を

含

む。 以 下 こ の 条 に お L١ て 同 じ に つ しし て 適 用 L 法 人 の 施 行 日 前 に 開 始 L た 事 業 年 度

の 所 得 に 対 す る 法 人 税 及 び 施 行 日 前 の 解 散 又 は 合 併 に ょ る 清 算 所 得 に 対 す る 法 人 税 に つ

い て は な お 従 前 の 例 に ょ る。

配 当 等 に 充 て た 所 得 に 対 す る 法 人 税 率 の 特 例 に 関 す る 経 過 措 置

第 + 四 条 新 租 税 特 別 措 置 法 第 四 + 条 の Ξ 第 \_ 項 に 規 定 す る 内 国 法 人 の 施 行 日 か 5 平

適 用 に つ L١ て は 同 条 第 項 中  $\neg$ 法 人 税 法 第 \_ + Ξ 条 \_ لح あ る の は  $\neg$ 法 人 税 法 等

定

の

成

Ξ

年

Ξ

月

 $\equiv$ 

+

日

ま

で

の

間

に

開

始

す

る

事

業

年

度

の

所

得

に

対

す

る

法

人

税

に

係

る

同

条

の

規

の 部 を 改 正 す る 法 律  $\overline{\phantom{a}}$ 平 成 元 年 法 律 第

号

附 則 第 Ξ 条 の 規 定 に ょ IJ 読

み

替

え

て

適 用 さ れ る 法 人 税 法 第 + Ξ 条 \_ ۲ す る

人 の 受 け た 配 当 等 の 益 金 不 算 λ の 特 例 等 に 関 す る 経 過 措 置

 $\overline{\phantom{a}}$ 

法

第 二 十 五 条 法 人 で 新 租 税 特 別 措 置 法 第 四 + 条 の Ξ の 第 項 第 Ξ 項 又 は 第 四 項 に 規

定 す る も の の 施 行 日 か 5 平 成 Ξ 年 Ξ 月 Ξ + 日 ま で の 間 に 開 始 す る 事 業 年 度 の 所 得 及 び

同 日 以 前 の 解 散 に ょ る 清 算 所 得 の 金 額 の 計 算 に 係 る 同 条 の 規 定 の 適 用 に つ L١ て は 同 条

第 項 中  $\neg$ 法 人 稅 法 第 + Ξ 条 ح あ る の は \_ 法 人 税 法 等 の \_ 部 を 改 正 す る 法 律  $\overline{\phantom{a}}$ 平 成

元 年 法 律 第 <del>号</del>。 第 兀 項 に お しし て \_ 改 正 法 ۲ しし う。 附 則 第 Ξ 条 の 規 定 に ょ IJ 読

み 替 え て 適 用 さ れ る 法 人 税 法 第 + Ξ 条  $\overline{\phantom{a}}$ 第 Ξ 項 に お しし て  $\neg$ 改 正 法 に ょ る 読 替 え 後 の 法

人 税 法 第 +  $\equiv$ 条 \_ لح しし う。 ۲ 同 条 第 Ξ 項 中 \_ 同 法 第 + Ξ 条 ۲ あ る の は

改

正 法 に ょ る 読 替 え 後 の 法 人 税 法 第 \_ + Ξ 条 \_ Ł ` 同 条 第 兀 項 中  $\neg$ 同 法 第 九 +  $\equiv$ 条 \_ ح あ

る の は 改 正 法 附 則 第 五 条 の 規 定 に ょ IJ 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 法 人 税 法 第 九 + Ξ 条  $\overline{\phantom{a}}$ 以

下 こ ത 項 に お L١ て  $\neg$ 改 正 法 に ょ る 読 替 え 後 の 法 人 税 法 第 九 + Ξ 条 ۲ しし う。 ۲ 同

条 第 項 第 号 \_ لح あ る の は 改 正 法 に ょ る 読 替 え 後 の 法 人 税 法 第 九 +  $\equiv$ 条 第 項 第

号 ۲ す る ほ か 当 該 事 業 年 度 の 所 得 及 び 当 該 清 算 所 得 の 金 額 の 計 算 に 係 る 同 条 の 規 定

の 適 用 に 関 U 必 要 な 事 項 は 政 令 で 定 め る。

2 新 租 税 特 別 措 置 法 第 四 + 条 の Ξ の 第 四 項 の 規 定 は 清 算 中 の 内 玉 法 人  $\overline{\phantom{a}}$ 新 法 人 税

法 第 \_ 条 第 六 号 に 規 定 す る 公 益 法 人 等 及 び 同 条 第 八 号 に 規 定 す る 人 格 の な しし 社 寸 等 を 除

**<** 

で

施

行

日

前

に

解

散

U

た

も

の

が

施

行

日

以

後

に

開

始

す

る

清

算

中

の

各

事

業

年

度

に

お

しし

て

同 項 に 規 定 す る 配 当 等 の 金 額 を 受 け た 場 合 に お け る 当 該 清 算 中 の 内 玉 法 人 に つ ١J て も 適

用する。

法 人 の 土 地 の 譲 渡 等 が あ る 場 合 の 特 別 税 率 に 関 す る 経 過 措 置

第 二 + 六 条 新 租 税 特 別 措 置 法 第 六 + Ξ 条 の 規 定 は 法 人 が 施 行 日 以 後 に 行 う 同 条 第 項

に 規 定 す る 土 地 の 譲 渡 等 に 係 る 法 人 税 に つ L١ て 適 用 し 法 人 が 施 行 日 前 に 行 つ た 旧 租 税

特 別 措 置 法 第 六 +  $\equiv$ 条 第 項 に 規 定 す る 土 地 の 譲 渡 等 に 係 る 法 人 税 に つ L١ て は な お 従

前の例による。

作法 成 時 税 法 等 0 き 等 部 を 補 改 E E す 箇 3 法 所 律 案

1 第 二 印条 の 筃 所 前 の 半 霍 線 Р を 1 伸 2 ば す。

+ 五 億 億 円 円 を を 超 超 え え + る 金 億 額 円 以 下 の 金 額

百 百 分 分 Ø の t 七 + + 五 に

改

め

る。

百 分 の 七 十

百 分 の七十五 に 改

め

る。

第 六 条 前 半 P 22~ 23 及 び Ρ 25

印

の

筃

所

の

ح

次

の

文

字

۲

の

間

に

か

つ

れ

る。

2

を

億

円

を

超

え

る

金

額

七

千

万

円

を

超

え

\_

億

円

以

下

の

金

額

盯 の 筃 所 の \_ 族 ح \_ 次」 ح の 間 に

始 こ 閉 ま じ る を λ

を λ れ る。

か つ

こ

IJ

Ρ 22~ 23 第 七 条

お

١J

て

\_

合

衆

玉

軍

隊

の

構

成

員

等 \_

ح 11

う。

が

輸

出

する

し、

同

協

定

第

条

に

前 半

の 筃 所 にそれぞれ次の文書 P 29~ 30

を「

横

書 <u>ㅎ</u>

で

貼る。

第 八 + 八 条 の 兀 第 種

の

条 に お ١J て 同 ڹ の 販 売 業 者 又 は

館

等 \_ ۲ ١J う。 又 は 本 邦 に 派

遣

者 以 下 ت の 条 に お ١J τ \_ 大 使 等 \_ ح ۱۱ う。

に 対

Ų

Ρ 25

第

八

+

八

条

の

兀

の 二

第 二

種

の

れ 5

こ の 家 族次項に

に お ١J て に、 ¬ 昭 和 六 + 四 年 分 以 後 の \_ を  $\neg$ 平 成 元 年 分 以 後 の に、

を「

に、

昭和 64 年分

平 成 元 年 分  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 64 年 1 月 1 日 か 5 平 成 元 年 12 月 <u>ω</u> 日 ま で の 期 間 に 係 る 年 分 を

しし

う。

4 附則第八条 後半P4

4 ジ は ¬ 禁 則 処 理 な L \_ で プ IJ ン ۲ ァ ゥ ۲ を す る。

盯 の 筃 所 の  $\neg$ لح 次 の 文 字 ح の 間 に  $\neg$ \_ か つ こ 閉 じ る を 入 れ る。

新 酒 税 法 \_ ح しし う。 の 規 定 に か か わ 5 ず 所 得 税 法 等 の \_ 部 を 改 正 す る 法 律  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 六 +

l١ う。 第 四 条 の 規 定 の 施 行 前 の 酒 税 の 例 に ょ る。 こ の 場 合 に お l١ て 同 条 の 規 定 に ょ る

改 正 前 の 酒 税 法  $\overline{\phantom{a}}$ 以 下 こ の 条 に お L١ て  $\neg$ 昭 和 六 + Ξ 年 改 正 前 酒 税 法 لح しし う。 第 五 条 第

附則第十条

後半P9~12

及 び

附則第十五条

後半P17~19